

人 口 増 強 爭 興 亞 基

人 口 問 題 研 究

第 四 卷 第 六 號

昭和八十一年六月刊行

調査研究

ブルグドエルファー「獨逸統計局の將來人口の豫測」に就て ······ 三 國 一 義(一)
ツアーン「多子家族と保險」
——Kinderreiche Familien und Versicherung; Friedrich Zahn—— · 林 茂(一)

彙報

人口民族部に於て作成せる資料目録(一)——「南方民族圖譜」の編輯——人口民族部研究報告會——人口民族部人事の異動
皇后陛下の御下賜金による保育所の新設擴充の件並に之に關する厚生次官の各地方長官宛
通牒——體力章検定合格者に授與する體力章の圖式改正の件公布——國民勤勞報告協力令
施行規則中改正の件公布——厚生省職員共濟組合規則中改正の件等の公布——興亞鍊成所
規定の公布——昭和十八年法律第二十一號農業保險法中改正法律施行期日の件公布——農
業保險法施行令中改正の件公布——陸軍の第一補充兵を海軍の第一補充兵と爲すの件公布
——俘虜勞務規則等の公布——昭和十八年度國民動員實施計畫の閣議決定——昭和十八年
度生活必需物資動員計畫の閣議決定——國民徵用令其他勞務關係總動員法六、勅令改正案要
綱の決定——工場法の戰時特例勅令案要綱並に鐵夫就業扶助規則の特例に關する厚生省令
案要綱の決定——昭和十八年度醫藥品等需給計畫の閣議決定——戰時衣生活簡素化實施要
綱の閣議決定——食糧增產應急對策要綱の閣議決定——大政翼賛會の勤勞報國隊整備要綱
の決定——大本營陸軍報道部長の米英戰力に關する講演要旨

文獻

邦文人口問題關係文獻(三七)

厚生省研究所民族部



人口問題研究 第四卷 第六號

調査研究

として計算するもの

(2) 将來に於ける人口の最高値及最低値を與へ將來の實際人口は此の間の値となることを目的として計算するもの

(3) 其の計算値と將來に於ける實際値との間に一定の關係を保たしむることを少しも目的とせず計算するもの

の三通の場合があると云はれてゐる。

ブルグドエルファー「獨逸統計局の將來人口の豫測」に就て

三國一義

獨逸統計局の第二回の計算は前記(3)に屬するものである。彼も亦將來人口の豫測の方法に對して(3)を採つてゐる。即ち、彼は曰く「將來の人口發展に關する豫測は決して豫言たり得ず、又豫言たらんと欲せず、蓋し、何人と雖も遠き將來を豫見し得ないからである」と。

この計算はその計算値と實際値との間に一定の關係を保たせることを少しも目的とせざるものであるから、従つて、計算結果と實際値と相違しても少しも計算者の不名譽とはならない。此處の獨逸統計局の計算結果に於ても、例へば、計算結果の出生數と實際出生數を對比すれば、次表に見るが如き開きが生じてゐる。

計算に依る出生數及實際出生數

年 次	計算に依る出生數			實際出生數
	第一假定	第二假定	第三假定	
一九三三	一、一六〇,〇〇〇	一、二八一,〇〦〦	一、三九三,〇〦〦	九七一,〇〦〦
一九三四	一、一六〇,〇〦〦	一、二八一,〇〦〦	一、三〇八,〇〦〦	一、一九八,〇〦〦
一九三五	一、六〇,〇〦〦	一、一七三,〇〦〦	一、三一五,〇〦〦	一、一六四,〇〦〦
一九三六	一、一六〇,〇〦〦	一、一五一,〇〦〦	一、三〇三,〇〦〦	一、一七九,〇〦〦
一九三七	一、一六〇,〇〦〦	一、一三三,〇〦〦	一、一八三,〇〦〦	一、一七七,〇〦〦

はしがき

獨逸統計局では將來人口の豫測を一九三六年、一九三〇年と一九三七年に行つてゐる。各回共、その計算は何れも二通りに分けて行つたが、計算の基礎資料の年次は別として大同小異のものである。此處で紹介するものは第二回の一九三〇年に行はれたものに對するブルグドエルファーの理論的解説である。

(1) 其の計算値をして將來に於ける實際人口に可及的近からしめんことを目的

ブルグドエルファー「獨逸統計局の將來人口の豫測」に就て

一九三八	1'114'000	1'053'000	1'115'000	1'115'000
一九三九	1'114'000	1'040'000	1'115'000	1'115'000

然し將來人口の豫測は常に、彼に依れば、「かかる事情の下に於て」更に「その事情は同様として」なる留保の下に行ふものにして、その事情が變れば實際の結果も亦變ることは前提されてゐるものである。これに依つて統計局の計算や彼の豫測理論がその價値を減殺せられたことにはならない。即ち、統計局の計算及彼の豫測に關する理論は、その結果の實際値との相違に拘らず、今日尙生きて居り、價値をもつものである。以下にその大要を紹介する。

第一 將來人口の豫測に對する彼の見解

彼は先づ將來人口の豫測の性質に關して次の如き見解を探つてゐる。

第一に將來の人口發展に關する豫測は決して豫言たり得ず、豫言たらんと欲せざと。蓋し、何人と雖も遠い將來を豫見し得ないからである。又民族の生命は豫測の數學公式に填め込めないし、常に斯かる公式はその性質上長期の妥當性を要求し得ないからである。斯かる公式、計算は、人口學の現在の程度では未だ明瞭に將來を豫言し得ない。然し、之は將來の實現諸力 Wirkende Kräfte と發展傾向を發見するに役立ち、従つて、發展傾向判定のための手引を提供すると。即ち、豫測は漠然たる豫言ではなく

し、今日の人口政策上の全體地位及その力學的數學的に現實的表現

einen mathematisch exakten Ausdruck unserer gegenwärtigen Bevölkerungspolitischen Gesamtlage und ihrer Dynamik をなすものであり、又、今日及

近の將來の發展の展望を得せしむるるのである。それ故に、計算の判定に當つては、常に、「かかる事情の下に於て」、更に、「其の他の事情は同様として」なる留保を忘れてはならぬ。

次に、計算の基礎にせる假定を變更すればその結果も亦變る可きは當然である。

例へば、出生率に就いて云へば、之が將來上昇するか否か今日の處全く確實に云へないととしても、そは理論上はありうることである。然し、計算に於ては出死亡の均衡を維持するためには如何程迄出生率が上昇せねばならぬかが明瞭に示されるのである。斯かる變化(右の出生率の上昇の如き)を信ずるや否やは、結局、その人の性格と世界觀に依る問題である。

然し、例へば、三十年戦争後の困難な運命を克服した獨逸民族の運命を考え、又曾つてローマは百萬の人口をもつ世界の中心都市であつたが、一朝にして亡び、又再び百萬の都市となつた。斯かる歴史的事實を思ひ浮ぶれば如何なる危険な状態に於ても改善の可能性のある事は承認せねばならぬであらう。又目下獨逸に於ても他の諸國に於ても見られる人口衰退の現象も、將來再び民族の精神的特性の變化に依つて繁殖問題を克服する可能性のあることも承認せねばならぬであらう。

同様に、計算の基礎にせる假定「不變死亡率關係」も永久的な妥當性をもち得ない事は明白である。長期の假定は不適當である。又死亡率關係も改善の可能性は考へうる。この可能性を何の程度に評價するやも亦主觀的な問題である。

更に、將來人口豫測に於て移住、來住が問題になる。蓋し、自然的な人口發展は移住、來住に依り著しい變化を經験するものであるからである。之は豫測に於て最も困難な問題である。統計局の豫測では、目下、移住來住が平均されると云ふ理由で之を計算から除外してゐる。然し、獨逸の自然的人口發展が統計局の豫測の如く経過するならば、人口の減少し始める際特に活動能力年齢階級の減少する際、獨逸は來住國になる可能性がある。この結果は、國民經濟的、國民生物學的に重大な問題が生ずるのであるが、豫測では先づ第一に民族の自然的再生産力及その力學的測定が

重要であるから移住來住の問題即ち、社會的移動の問題（單に機械的に計算された人口數）は度外視する。

最後に、斯かる豫測の遂行は、之れが人口學上の全體地位の慎重な分析に基いてなされるならば、目下支配する發展傾向とその背後に在る力學的力 dynamische Kraft を一層明らかに認識せしむるに役立つのである。従つて、人口豫測の方法論は、單に、人口學上の成果を獲るのみでなくして、現實の人口政策に指針を與へるものである。従つて、之は民族及國家の責任ある指導者に人口の發展から生ずる困難な經濟的、社會政策的、國際政策的問題に對して、その本質的意義に於て、適時に、認識せしむるに役立つのである。

要約すれば、人口發展の豫測の任務とその實際的意義は豫測に依つて、實際の姿を蔽つてゐる偶然現象から眞の人口學上の姿を明らかにし、又ある程度現存する偶然現象とその背後に在る諸力の力學を、適時に、認識し、以て、責任ある政治家が民族の生物學的自己侵害 die biologische Selbstgefährdung ihres Volkes に對して遅過ぎない内に對策を講ぜしむるに在る。

第二 獨逸人口發展の力學

獨逸民族は大戰前は強い増加力をもつ民族であつた。一八一六年に二千五百萬、一八七一年に四千百萬、一九一四年に六千八百萬と増加してゐた。而も十九世紀中に約六百萬を移民として外國に送出した。この強い人口増加力は本質的に獨逸民族固有の繁殖力に基くものである。

然るに大戰は獨逸民族に著しき人口の喪失を齎らした。一九一四——一九一八年間に通常の關係に於て出生可き筈の三百五十萬の子女は生れなかつた。中堅男子二百萬は戦死し、一般市民中百萬は飢餓と疫病で死亡した。加之、ベルサイユ條約の結果六百五十萬を喪失し、合計、今日の現住人口

の五分の一約千三百萬を失つた。従つて、正常の發展では八千萬を豫定されるのであるが、事實は現在(一九三〇年)約六千五百萬である。

斯く、大戰が獨逸民族體 Volkörper に加へた損失は非常に大きいが、然しその損失は唯一度限りの損失であるから、永續的な出生減退の力學的作用に比しその意義は小さい。この出生減退は大戰の結果始まつたものでなく、既に戦前世紀の轉換期以來、現はれてゐたものである。それが大戰の餘波で、その傾向と速度が必然的に著しく強められた。

従つて、獨逸は歐洲諸國中、戰前に比較して、最强の出生減退と最低の繁殖率を示さねばならぬ關係に在る。即ち、出生數は著しく減少し、今世紀初めに二百萬が、一九三〇年には百十二萬七千に過ぎない。又死亡數も著しく減少し、一九〇〇年に百二十萬が一九三〇年に七十一萬になつた。死亡の減少に比し出生減退はその速度が著しく速く、出生超過は一九三〇年迄に二分の一に減少した。

人口 千に付

年 次	出 生	死 亡	出生超過
一九〇一	三五・七	二〇・七	一五・〇
一九一三	二七・五	一五・〇	一二・五
一九三〇	一七・五	一一・一	六・四

今日の出生指數は殆ど曾つての出生超過の水準迄下つてゐる。今日一七・五(人口千に付)の低出生指數に拘らず六・四の出生超過の現はれてゐるのは全く獨逸人口の年齡構成の特異性及異常性の結果であり、この點に於て、この出生超過は眞の力學的人口增加の表現ではあり得ない。

今日の獨逸人口の年齡構成を見るに、生產 Zeugungs 及妊娠能力 Gebärfähig 年齡階級に於ける人口の占むる割合は著しく大きく、少年階級に

ある人口の割合は一般に著しく少い、且、老年階級にある人口の割合は一時相對的に少し。このため、出生指數は（それ自體低いが）餘り高過ぎ、死亡指數は餘り低過ぎる如く見える。

粗計算方法 die rohe Berechnungsmethode(人口千に付一ヶ年に生じた出生、死亡の全數)では、人口千なる概念が殆んど確定不變の大きいと考へられてゐる。實際はこの概念はその固有の生產力 *Zeugungskraft* から見るも、固有の死亡危險から見るも、全く可變的大いさであり、その時の人口の年齢構成に依存してゐるものである。例へば、今日の獨逸に於て人口千なる概念は、年齢構成の變化せるため、戰前のそれとは全く異なる生產力を代表し、死亡危險も戰前とは全く異なるものをしてゐる。故に、出生率及死亡率を確實に測定し或ひは相互に比較し得るためににはその内部構成を基準とした標準を作らねばならぬ。即ち、人口千なる概念をその内部構成即ち年齢構成に従つて規整せねばならぬ。

この考慮から出發して、獨逸の新死亡表から計算した靜止人口 stationäre Bevölkerung の年齢構成に基いて出生及死亡指數の清算 Bereinigung を行つた。一九二四年—一九二六年の獨逸の死亡表に依れば新生兒 Neugeborene の平均餘命は五七・四歳である。一般に、靜止人口に於て、理想的或ひは清算死亡指數 bereinigte Sterbeziffer は平均餘命の逆數値の千倍に當る。これから獨逸の清算死亡指數は人口千に付一七・四 (1000 : 57.4) になる。普通の粗計算死亡指數、人口千に付一一一一より著しく高くなる清算死亡指數は、云はゞ、人口構成 Bevölkerungsstand を推持するに必要な出生豫定 Gebauten-soll を現はしてゐる。

又、實際の出生頻度から人口構成を維持するために必要な出生豫定に適應してゐるか否かを確定するため、同一の標準で規整された（靜止）年齢構

成に於ける出生頻度を作成せねばならぬ。その際、一九二六年以來、清算出生指數は益々強く清算死亡指數より減退する現象が起る。普通の粗出生指數と清算出生指數と間の開きの強度は次表で示されてゐる。

一九二五 一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇

粗出生率 二〇・七 一九・五 一八・四 一八・六 一七・九 一七・五
清算出生率 一八・〇 一七・〇 一五・九 一五・八 一五・二 一四・八

眞の清算死亡指數は、一九二四—一九二六年平均で、一七・四である。

各年別の計算は不可能であるが、一九二五—一九三〇年の全期に對し清算死亡指數を單一的に一七・四と假定して差支へない。この數字を基礎とすれば、最後の一九二五年の實際の力學的入口增加が明らかになつてゐるので、その年以來毎年より大なる出生不足が算定せられる。次表はこの出生不足を粗計算方法で調査した出生超過に對照してゐる。

一九二五 一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇

粗出生超過	+ 八・八	+ 七・九	+ 六・四	+ 七・〇	+ 五・三	+ 六・五
清算出生超過	+ 〇・六	- 一・〇・四	- 一・五	- 一・六	- 二・一	- 二・六
足						

常に出生超過の現象を虛構してゐる粗計算方法に對して、清算計算方法に於ては、出生超過が全然生じないのみならず、既婚女子の妊娠能力では人口幹 Bevölkerungsstock を推持するだけにも十分でない。妊娠能力は一九二七、一九二八年に約一〇%、一九二九年約一三%，一九三〇年一五% 減少してゐる。從つて存立推持 Bestanderhaltung に必要な出生豫定よりも七分の一も下つてゐる。

獨逸では從來よき死亡率關係を保つて來たが現在の獨逸の清算出生指數ではその存立推持にも十分ではない。即ち尙如何ともなし難い出生不足が

第三 人口發展の豫測の必要性、その方法及その限界

上述の獨逸の自然的人口發展の恐る可き動態から、自から、將來の發展如何、この急激な出生低下が、人口發展及人口構成の將來の形に及ぼす影響如何、の問題が生ずる。

第一に各種の發展傾向を明らかならしむるために種々なる豫測を行ふ必要がある。

人間はその生命が長いことを特長とし、生存年齢は約百歳迄の構成をもつので、出生率が變化しても、その人口に及ぼす影響は緩慢である。實際、この影響は死亡率の強い減退等の反対傾向に依つて被はれ外見上均衡を得てゐる如く見ゆることもありうる。獨逸に於てその例を見る。以前かららの反対傾向(高出生率)の餘響に依り、粗計算では外見上出生は死亡を超過してゐるやうに見えるが、清算計算では著しい出生不足が生じてゐるのである。

獨逸民族の現在の年齢構成には人口發展の二つの異なる傾向が現はれてゐる。即ち、中年階級と老年階級は、強い人口增加期からと既婚女子の妊娠能力が存立推持に必要な出生豫定も充さず、反つて、これの三分の一から五分の二迄にしか達しない時期から出てゐる。反之、少年階級は二分の一の妊娠能力をもつ時期(戦時)から出て居り、その一部分は戦後の出生減退期から出て居る。この時期も妊娠能力は不十分で、人口構成を推持するにも十分ではない。獨逸の人口は一九一〇年から一九二五年迄に約八〇%増加してゐる。それにも拘らず、少年階級(十五歳以下)は約一八%下降し、反之、十五歳以上の年齢階級は平均二〇%から二五%増加して居り、特に四十五六十歳の年齢階級は三三%から四〇%増加してゐる。

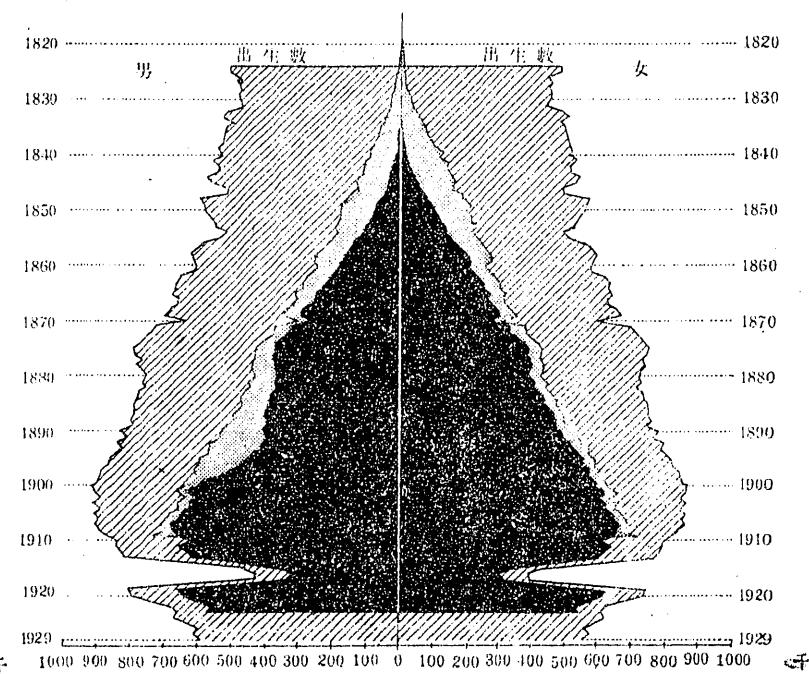
獨逸民族の年齢構成の此の變化は國勢調査から得た出生數を圖化すれば

明らかになる。次の圖は一九一〇年と一九二五年の年齢構成と出生年次の本來の強度を對照するものである。

出生數と年齢構成

1825年より1929年迄の本來の出生數と比較せる1910年及1925年の國勢調査に於ける各出生者の強度

■ (黒) 1925年生存者 □ 1910年生存者



この圖で繁殖關係に於ける變化が明瞭に現はされてゐる。即ち、一九〇一—一九一〇年には妊娠能力は生存維持に必要な出生豫定より約四〇%以上り、一九三〇年には一五%に下つてゐる。つまり、曾つて強い力學的人口増加があり、今日は力學的的人口増加はなくて、縮少が始まつてゐる。

斯かる人口發展の基本的傾向の激變は人口統計に依る一般的方法では認識されない。人口の數と構造に於ける變化を豫測して、人口發展傾向の變化を觀察する必要がある。

統計局は人口發展の豫測を國勢調査（一九二五、六、一六）と死亡表（一九二四一一九二六年）に基いてなした。その概要を述べよう。

一般に從來なされた豫測には満足すべき結果を有するものは餘りなかつた。一般に、人口發展を多かれ、少なかれ機械的に把握し、各年增加率或ひは出生超過率に無條件に信頼し、これに限界のある事を認識しなかつた。又之と同時に、統計的基礎付が不十分であつた。オランダの Verhoulst に依り展開された logistische Kurve を用ひてなした Pearl, Reed, Yule の豫測もこの點を完全に克服し得なかつた。Pearl がなした動物についての生物學的實驗は學的興味があるが、同時に斯かる實驗から得た數學公式が民族增加に、或ひは人口に何の程度類推出来るか疑問である。

然し、今日の人口統計は以前に比し豫測に對しよりよき基礎を提供する。國勢調査は人口數のみならず、性別、年齢別、身分別の報告を提供してゐる。又人口動態統計は婚姻率及死亡率の發展傾向を知らしめる。その際、各歲別死亡率の清算計算は特に重要である。

凡そこれ等の基礎資料は人口統計學的地位の解析 Analyse der demographischen Situation をなすに必要である。斯かる根本的解析が可能である時にのみ、豫測の遂行をなす可き假定を決定しうるのである。

豫測の方法的基礎

獨逸統計局の豫測は次の基礎と假定に基いてゐる。

(1) 出發點は一九二五年の國勢調査で確定された各出生年次別及身分別人口である。

(2) 死亡率の豫見的發展 この第一の目的は既存人口の數的強さが来る

數十年間に如何に變化するか、即ち、各出生年次の内部で老年階級と死亡者の過程が如何なる方法で進むかを豫測することである。これは各歲別死

亡率關係の將來の發展を如何に判斷するかに依存してゐる。獨逸では醫學の進歩普及の結果、この數十年來著しい死亡率の減少、特に幼兒死亡率の減少を示して來た。新生兒の平均餘命は五七・四歳である。この死亡率關係のよき狀態を考慮して、豫測に一九三四一一九二六年の死亡表に依る死亡蓋然性をコンスタントとして採る。獨逸に於ても死亡率のある改善は尙期待される。全體としてこの改善可能性は限られた狭い範圍内のものである。従つて改善可能性は考慮しなくとも大なる誤差は生じないであらう。

(3) 出產力地盤 Fruchtbarkeitbasis とその構造の決定 (年齢別、身分別妊娠可能人口) 此處では繁殖の計算の基礎資料をうるために、先づ、各歲別人口の調査から繁殖で重要な十五歳二十歳の年齡階級人口を調査し、特に妊娠可能年齡階級(十五歳から四十五歳迄と假定し)中十五歳二十歳の既婚女子人口を調査する。又、この妊娠可能女子人口は妊娠可能年齡別に如何に分布されてゐるかを調査する。更に、妊娠可能女子人口は各歲別に身分別に如何に分布せられてゐるかを調査する。又妊娠可能女子人口中何程が既婚にして、何程が未婚であるかを調査する。

計算は普通の狀態では所謂婚姻表を用ひて行ふ。然し獨逸の如く戦争の結果異常な女子の超過を示す國では注意が必要である。獨逸に於ける計算に於ては妊娠可能女子既婚者の割合が（男子の戦争に依る喪失の結果異常に低さを示す）戦争に參加しない男子（小兒の如き）の年齡階級の上昇と共に漸次戦前の高さに上つてゐる。例へば、四十八歳の既婚男子の人口（これは略、四十五歳の既婚女子の人口に相當する）を計算して見ると、既婚女子の割合は一九四〇年後は男子の超過が豫想せられるため戦前以上に上の可能性がある。又この計算に依つて、出產力の減少はある程度、確實に豫想される女子婚姻頻度の回復に依り清算されることを示す。

(4) 出産力關係の測定(特殊出産力指數)各歳別に豫想數を調査し、妊娠可能女子に對しては、身分別(既婚、未婚)に豫想的分類 voraus sichtliche Gliedierung をなすと、出生數の豫想的發展に關する計算をなし得る資料が出來る。この計算の最も理想的な資料は出産力表である。統計局の計算では、この代りに、所謂「特殊出産力指數」(身分と五歳階級別に分類した妊娠可能女子の生産力に關する計算)を使用してゐる。これは少くとも公生兒の出生には妥當する。此處で所謂總括的婚姻出産力指數 die summarische ebene Fruchtbarkeit ziffer (公生兒出生が十五歳から四十五歳迄の既婚女子千人に付幾ら) を用ふると結果は十分でない。蓋し、戰時の出生下降の餘響のため妊娠可能年齢階級内部で、各年齢階級の地位が將來強く動搖し、出生數に影響を及ぼすからである。私生兒出生數の計算には、計算の簡易化のため、總括的私生兒出産力指數(私生兒出生數は十五歳から四十五歳迄の正式に結婚してない女子千人に付何程)を使用してゐる。私生兒出生數は今日約全出生數の一〇%を占むるのみでその影響は僅少である。五歳階級別(十五歳—二十歳、二十歳—二十五歳、……四十五歳迄)既婚女子數にコンスタント或ひは可變特殊婚姻出産力指數を乗ずると公生兒の豫想出生數が得られる。又私生兒出生數は十五歳から四十五歳迄の正式に結婚せざる女子の全數に總括的私生兒出産力指數を乗じて計算する。

(5) 出産力關係の豫想的發展 此處で、各歳別出産力指數はコンスタントであるか、更に減退するか、何程減退するか、その假定を何處に置くべきかの問題が生ずる。

生存者の構成の變化に關する計算では、年齢、死亡等、客觀的基礎に基づく計算が問題であるが、未出生者の豫測では豫測者の主觀的測定の相對的に廣い餘地が残されてゐる。この計算に決定的な意義をもつて生産力關係の

豫想的發展に關する判断は、常に多かれ少なかれ、主觀的になる可能性がある。從つて、人口學的地位とその發展傾向の詳細な分析に基き、出産力の豫想的發展に關する必要な假定に對して出來る限り客觀的な標準を求むる必要がある。

この人口學的地位から見て、獨逸民族では、未だ比較的高い田舎の出產力指數と低い都市のそれが漸次一樣化する傾向を考慮し、全平均では出產力指數は遞降の傾向にある事を考慮せねばならぬ。

次に、問題になる諸點を吟味すれば、統計局の豫測で採つた出產力指數遞減の假定、即ち、次の二十五年間(一九五五年迄)に、一九二七年の出產點の水準より一二五%遞減するとの假定、は現在の所悲觀的な假定とは云へない。今迄(一九三〇年)の經過ではこの假定はよく妥當してゐる。即ち、一九三〇年の妊娠可能女子千人中一二八・二の(總括的)婚姻出產力指數は一九三〇年に漸く一二一・九になる筈である。出產力指數が今世紀中頃に一九三〇年に漸く一二一・九になる筈である。然し最初の部分(二五%の遞降)は蓋然性が定は、明らかに、主觀的である。然し最初の部分(二五%の遞降)は蓋然性がある。都市の出產力指數がこれ以上低下せず現在の水準に安定し、又今日都市の二倍の田舎の出產力指數が一倍半に低下すると假定しても、これのみで既に全平均に於て一九二七年の水準より一二五%低下する可能性が最も大であると云へよう。然し、出產力指數が假定より低下したとしても、これは豫測の結果を傷つくるものではない。豫測は、實際、永久性は無い性質のものであり、豫測の重要性は、見通しうる力學的發展傾向の慎重な分析に基いて、或程度の確實性をもつて判断しうる關係を將來に投影する所

にある。得られた結果は「同一の條件の下に」の留保付で妥當し、新調査と新事情の現れた場合は又吟味する必要がある。

次に、統計局は、各歳別出産能力関係即ち、特殊出産力指數が不變であると云ふ假定で第二の計算を行つた。然しこの計算は今日既に妥當せず、出産力指數は明らかに假定より著しく低下してゐる。然しこの計算はある程度將來の人口發展の理論的最大限を表はすものとしての理論的な意義を持つ。

最後に統計局は一九二七年に約百十六萬の絶體出生數を將來不變であると假定して第三の計算を行つた。この假定は各歳別出産能力階級及身分別分類に依る豫想數の複雜な計算を度外視し從つて、手續を簡約するが、に又内容上の缺點がある。各年出生數の推計は純機械的で、出生數の形成に決定的意義をもつ要素が考慮されてない。要するに、この計算は手續が簡単で、豫測に對する理解を容易ならしめ豫測の一般化に貢獻する。然しこの計算は内容から見て同一絶對出生數なる假定は粗雑且恣肆的である。従つてこの假定は今日既に妥當せず、一九三〇年百十二萬五千の出生數

繁殖強度決定のための微的基礎及将來の展望

一九二五年の國勢調査によれば十五歳—四十五歳迄の妊娠可能年齢女子は千六百十萬で、その中七百八十萬が既婚、既婚女子の全數は千二百七十萬である。當時の各歳別年齢構成に依ると一九三〇年迄は毎年平均十六萬の妊娠可能女子の増加があつた。一九三〇年に始めて弱構成をもつ戰時出生年次（一九一五年）が妊娠可能年齢に現はれ、妊娠可能年齢女子の構成は一九三一年から一九三五年迄繼續して弱まる。一九三五年迄は十五歳—二十歳の年齢群（僅か一・五%が既婚）が減少するが、一九一五年—一九一九年

には出生激減があつたが、之の人口が二十歳—二十五歳の年齢階級（経験的に四分の一が既婚）に上る時即ち、一九三五年から始めて繁殖に對する侵害が認められる。これ以後繁殖地盤は益々小となる。然し各年の出産力は、結婚可能性が改善せられた結果、女子の繁殖への參加が増し、促進される。各妊娠可能年齢に於ける既婚女子の割合は次の十年間に戰前の高さになり、その後、男子超過の豫想で、戰前の高さを超えるであらう。その結果、既婚女子（四十五才以下）數は一九四〇年迄増加する。妊娠可能女子数

五種別既婚女子の構成と未婚女子全數の構成の豫想的發展を示せば次表の通りである(一九二八年を百とし)。

一九三九 一二三 七八 一一五 一二三 一二八 一二四 一二九 八〇

一九四〇 一二四 七三 一二四 一二五 二三一 一三八 二三〇 七八

一九四一 一二三 八〇 一〇七 二二五 二三一 一三一 一二〇 七八

一九四二 一一〇 九〇 九八 一二四 一二四 一二三 一三四 一二九 七八

一九四三 一〇七 一〇〇 八六 一二四 一二五 一三九 一二九 七八

一九四四 一〇五 一〇九 七六 二三 二三 二三 一四二 一二九 七八

一九四五 一〇五 一二二 七一 一二三 二三九 一四六 一二九 七八

一九四六 一〇五 一一〇 七七 一二五 一四一 一四八 一二九 七八

一九四七 一〇五 一〇七 八七 一〇五 一三九 一五〇 一一八 七二

一九四八 一〇五 一〇四 九七 九二 一三九 一五一 一一七 七三

右表に依れば、妊娠可能既婚女子全數は一九四〇年に最高（一九二八年

の一二〇%）になるが、その構成は必然、著しく老年となり現在よりも出

産無能力となる。一九三五年後は、妊娠能力既婚女子の構成に三十歳以上

の既婚者が参加し、一方年少階級は減少してゐる。特に一九三五年後の二

十歳—二十五歳階級の豫想減少は繁殖地盤を弱化せしむる。斯くて、繁殖

上重要な既婚女子は一九三五年—一九四〇年迄に約三八%減退し、一九二

八年に比し二三%減少することになる。

一九四八年頃既婚女子數は全體が一七%増加し、この増加の中に妊娠可能年齢の最高年齢階級が入つてゐる。三十五歳—四十歳は約三九%、四十五歳—四十五歳は約五一%一九二八年に比し著く増加してゐる。反之、三十歳以下年の年齢階級は一九二八年より少くなる。又大戦中の出生に係る三十歳—三十五歳の年齢階級は一九二八年に比し約八%弱くなる。

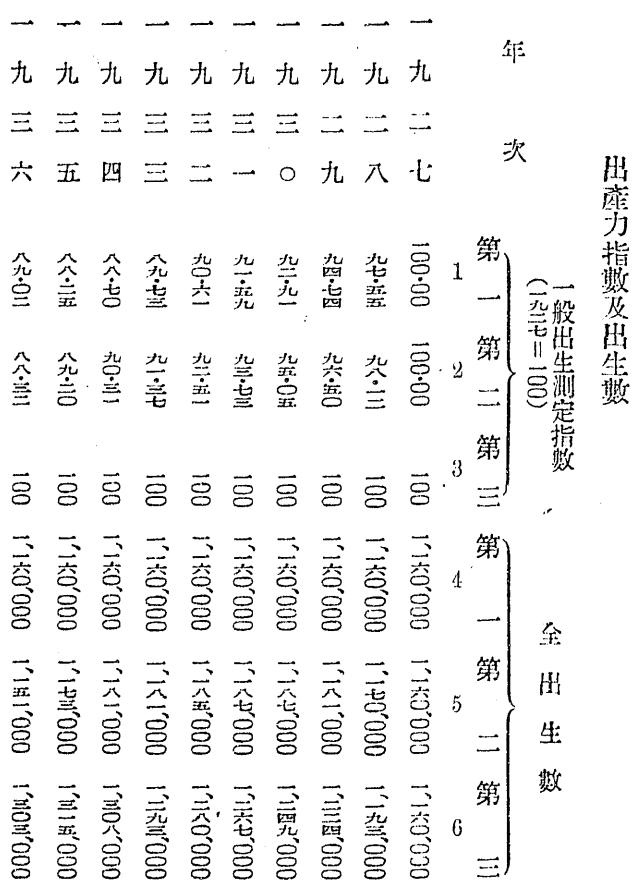
次に、右表から生ずる繁殖地盤の構造の變化が將來の出生數に如何に影響するか。これは出産能力指數の採り方如何に依る。

統計局は上述の如く次の三假定で計算した。

ブルグドエルファー「獨逸統計局の將來人口の豫測」に就て

第一假定 これは一九二七年の出生絶對數が不變であると假定してゐる。これは繁殖地盤の變化に何等の考慮が拂はれてない機械的な假定である。この假定に依れば、最近年の妊娠可能女子の増加の結果、その繁殖地盤が著しく擴大し、一九三五年迄は假定出生絶對數を維持するためには、出生率の一般測定指數が一九二七年の八八%に下降せねばならぬ筈である。然しその次には、相對的出生率はその爲の繁殖地盤の惡化（老年化）にも拘らず、百十六萬の出生を得るために再び上昇せねばならぬこととなる。一九六〇年以後はこの假定（百十六萬）を維持するため、相對的出生率は一九二七年より四%，一九三五年より一八%上昇せねばならぬこととなる。

これは次圖でも明らかに看取される様に、この機械的假定に蓋然性が少しさいを示すものである。

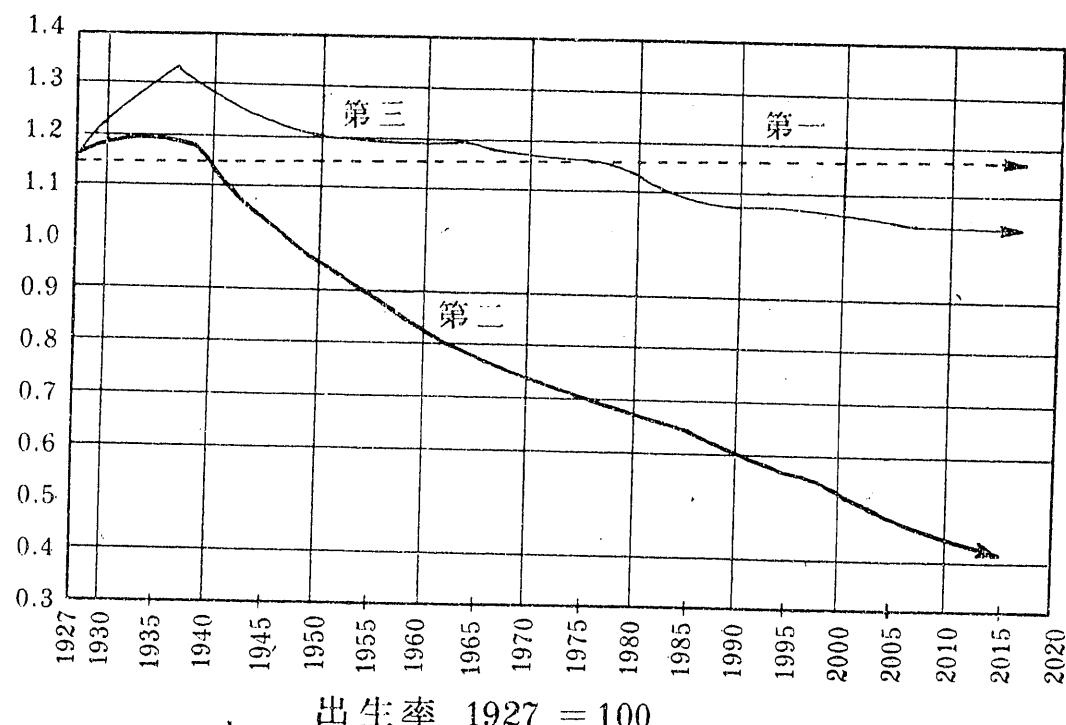


出生數と出生率

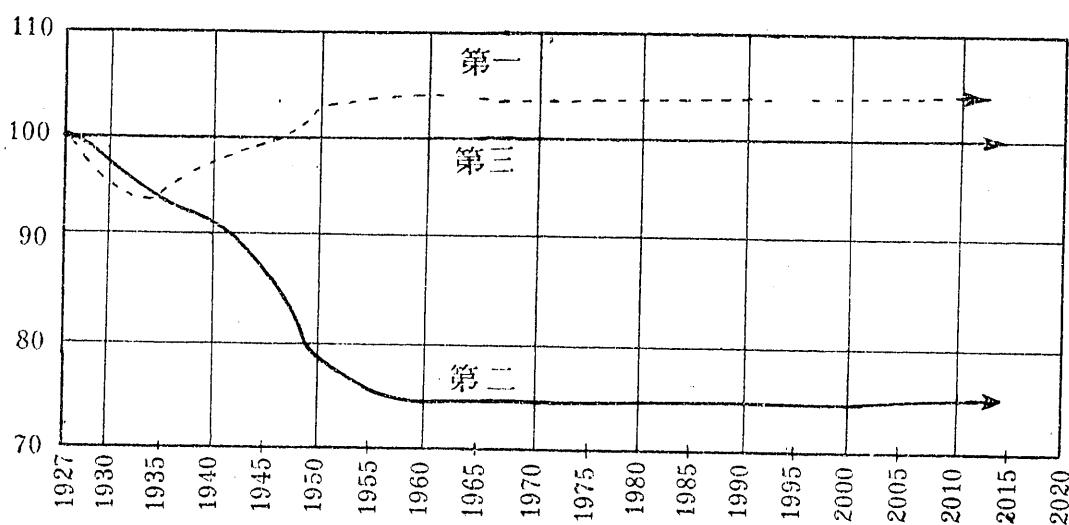
假定 $\begin{cases} \text{第一 出生數一定、1927 = 1,160,000} \\ \text{第二 出生率1955迄 25 \%遞減以後不變} \\ \text{第三 出生率1927 と同一} \end{cases}$

百万出生

出生數 $1927 = 1,160,000$



出生率 $1927 = 100$



一九三七	九・四〇	八・九元	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
一九三八	九・五五	八・五五	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九三九	九・六五	八・六五	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四〇	九・四〇	八・四五	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四一	九・三五	八・五〇	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四二	九・二六	八・三六	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四三	九・一六	八・二四	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四四	九・〇五	八・一四	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四五	八・九三	八・〇三	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四六	八・八二	七・九二	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四七	八・七一	七・八一	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四八	八・六〇	七・七〇	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九四九	八・五〇	七・六〇	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九五〇一五四	八・四六	七・五九	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九五五一五九	八・三六	七・四九	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九六〇一六四	八・二六	七・三九	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九六五一一六九	八・一六	七・二九	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九七〇一七四	八・〇六	七・一九	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九七五一七九	八・〇一	七・〇九	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九八〇一八九	七・九〇	六・九〇	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
一九九〇一九九	七・八〇	六・八〇	100	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇

ので、事實は五%でなく一〇%減退してゐるが、尙實際の傾向と一致してゐる。これより推して、出生率關係が改善されないとすれば、出生の事實上の發展は第二曲線の下にあると思はれる。その後は出生減退の速度が假定より強くならないならば、出生數は一九四三年に百萬以下になり、今世紀の中頃には九十萬以下になるであらう。これ以後は出生率は不變と假定されてゐるが出生減退は繼續する。出生減退及繁殖率の不足に影響され繁殖地盤が縮少し、今世紀の第二半世紀には（不變出生指數の假定にも拘らず）絕對出生數は益々減少する。一九七〇年には七十五萬より少く、二十世紀末には六十萬になる。

人口發展が今世紀の中葉迄斯の様な趨勢を辿ると云ふ推測は悲觀的なものとは云へない、今世紀の第二半世紀の豫想は全く問題である。將來の豫測は種々の結果を想像しうるが、この計算は明瞭に、今日の發展を基礎とする傾向を示して居り、又今日の出生數の繼續的維持或ひは回復は、特に出生數が九十萬或ひはそれ以下になつた時、相對的出生頻度の強い上昇か或ひは更特に婚姻出產力指數の強い上昇に依つてのみ、なされることを明示してゐる。

第三假定 これは相對的出生頻度が不變である假定に基いてゐるものである。この假定に基いて行つた計算は、相對的出生頻度が變化しなければ、出生數は單に繁殖地盤に於ける變化に依つて發展するものなるを示すものである。この假定に依る計算は理論的な意味をもつのみで、結果は蓋然性がないこと上述の通りである。

この假定に依れば、最近年の出產可能既婚女子の増加のため、一九三〇年の出生數は百十八萬七千になり、一九二七年より大である。この假定は一九三〇年には一九二七年の九五%に一般出生指數が減退することになる表はした（一九二七年を百とし）。

第二假定 これは凡ての年齢階級に於て相對的出生頻度が均一に二五%まで遞減すると假定するものである。この相對的出生頻度即ち、五歳階級別特殊出產能力指數及總括的私生出產能力指數は前表では一般測定指數で

第四 人口發展に關する豫測の結果

今迄に獨逸の人口發展の力學及豫測の必要、方法、限界に就て述べた。

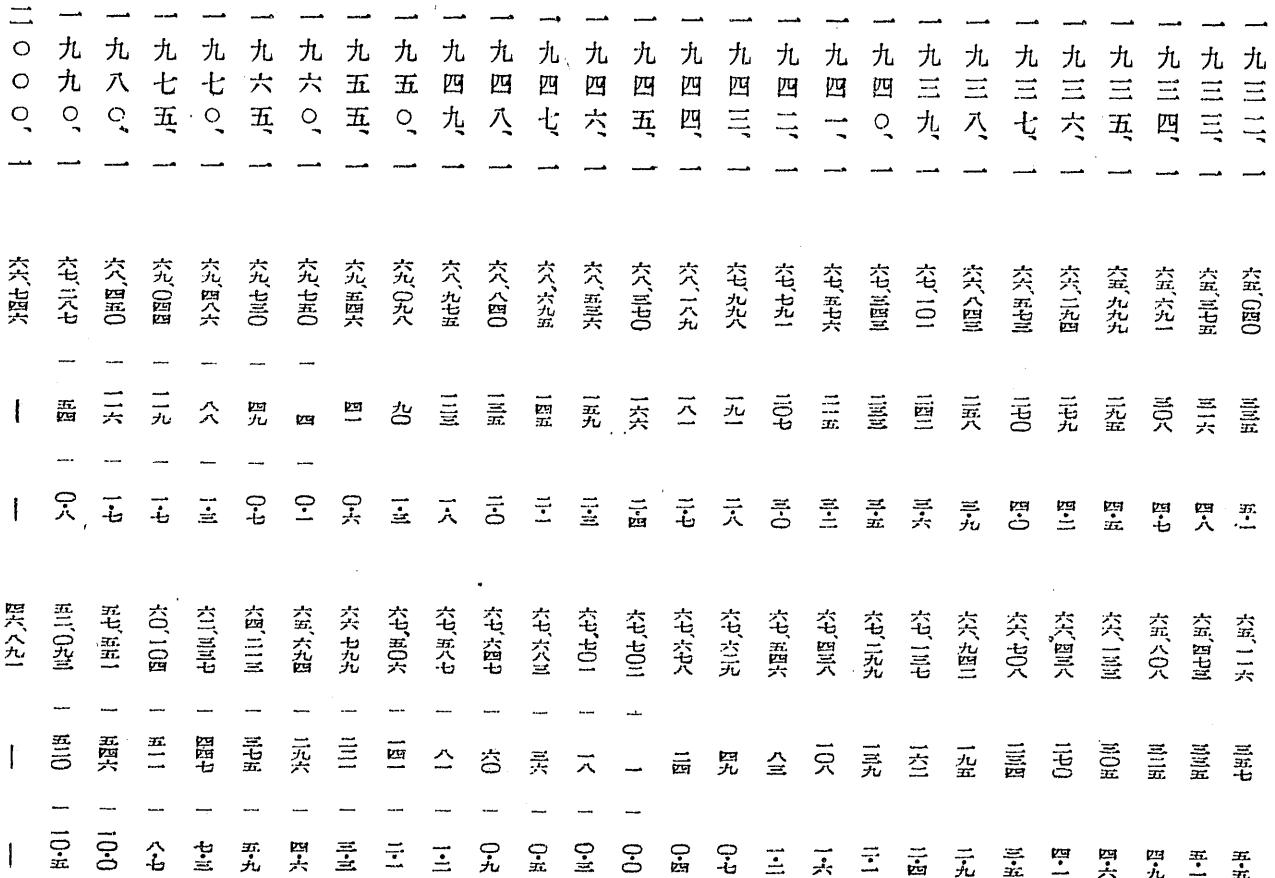
次に、統計局の行つた豫測の主要結果に就て述べる。此處では上述から蓋然性の少ない第三假定に基く計算結果は省略し、第一假定、第二假定の計算結果のみを取扱ふ。

兩假定共、死亡率關係は一定とし、出生率關係は第一のものは、出生絕對數を不變と假定し、第二のものは、一九五五年迄二五%遞減し以後不變と假定してゐる。計算に使用せる資料は官廳作成の資料で、一九二五年の國勢調査に依る現存人口で、各歲別（零歲—九十歲）、各曆年別（零歲—九十歲）、一九八〇年迄は五歲階級別、以後一〇〇〇年迄は十歲階級別に計算してゐる。

先づ二十世紀末迄の豫想的發展を見よう。これは次表及次圖に示されてゐる。

人口總數の豫想的發展

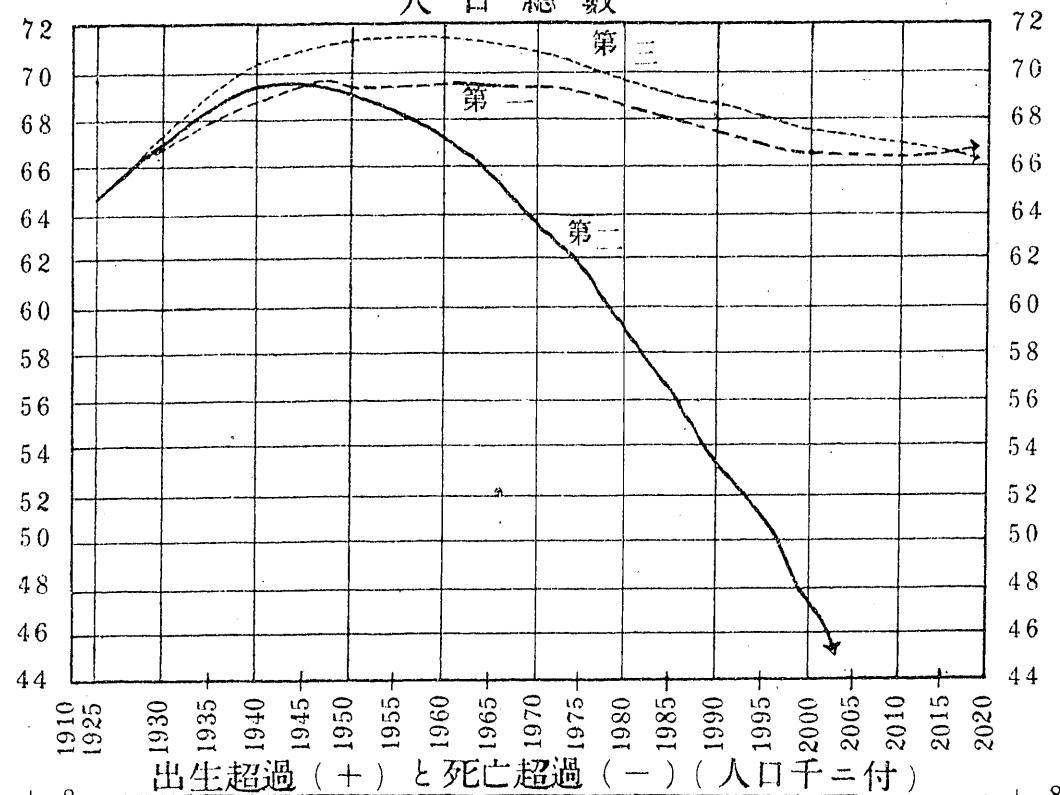
年 次	獨逸の總人口（ザールを除く）	
	第一假定	第二假定
一九一〇、七、一	七、九九	七、九九
一九一五、六、二六	七、四二	三、六
一九二七、一	七、八七	三、五
一九二八、一	七、五三	三、三
一九二九、一	七、五〇	三、一
一九三〇、一	七、三七	二、九
一九三一、一	七、二六	二、七
一九三二、一	七、一五	二、五
一九三三、一	七、〇五	二、三
一九三四、一	七、九一	二、〇
一九三五、一	七、九九	一、九
一九三六、一	七、二四	一、七
一九三七、一	七、五三	一、五
一九三八、一	七、八四	一、三
一九三九、一	八、一〇一	一、二
一九四〇、一	八、三三	一、一
一九四一、一	八、五六	一、〇
一九四二、一	八、九一	一、〇
一九四三、一	九、一九	一、〇
一九四四、一	九、四八	一、〇
一九四五、一	九、七八	一、〇
一九四六、一	九、七〇	一、〇
一九四七、一	九、五〇	一、〇
一九四八、一	九、二〇	一、〇
一九四九、一	八、九〇	一、〇
一九五〇、一	八、六〇	一、〇
一九五一、一	八、三〇	一、〇
一九五二、一	八、〇〇	一、〇
一九五三、一	七、七〇	一、〇
一九五四、一	七、四〇	一、〇
一九五五、一	七、一〇	一、〇
一九五六、一	六、八〇	一、〇
一九五七、一	六、五〇	一、〇
一九五八、一	六、二〇	一、〇
一九五九、一	五、九〇	一、〇
一九六〇、一	五、六〇	一、〇
一九六一、一	五、三〇	一、〇
一九六二、一	五、〇〇	一、〇
一九六三、一	四、七〇	一、〇
一九六四、一	四、四〇	一、〇
一九六五、一	四、一〇	一、〇
一九六六、一	三、八〇	一、〇
一九六七、一	三、五〇	一、〇
一九六八、一	三、二〇	一、〇
一九六九、一	二、九〇	一、〇
一九七〇、一	二、六〇	一、〇
一九七一、一	二、三〇	一、〇
一九七二、一	二、〇〇	一、〇
一九七三、一	一、七〇	一、〇
一九七四、一	一、四〇	一、〇
一九七五、一	一、一〇	一、〇
一九七六、一	一、〇〇	一、〇
一九七七、一	一、〇〇	一、〇
一九七八、一	一、〇〇	一、〇
一九七九、一	一、〇〇	一、〇
一九八〇、一	一、〇〇	一、〇
一九八一、一	一、〇〇	一、〇
一九八二、一	一、〇〇	一、〇
一九八三、一	一、〇〇	一、〇
一九八四、一	一、〇〇	一、〇
一九八五、一	一、〇〇	一、〇
一九八六、一	一、〇〇	一、〇
一九八七、一	一、〇〇	一、〇
一九八八、一	一、〇〇	一、〇
一九八九、一	一、〇〇	一、〇
一九九〇、一	一、〇〇	一、〇
一九九一、一	一、〇〇	一、〇
一九九二、一	一、〇〇	一、〇
一九九三、一	一、〇〇	一、〇
一九九四、一	一、〇〇	一、〇
一九九五、一	一、〇〇	一、〇
一九九六、一	一、〇〇	一、〇
一九九七、一	一、〇〇	一、〇
一九九八、一	一、〇〇	一、〇
一九九九、一	一、〇〇	一、〇
二〇〇〇、一	一、〇〇	一、〇



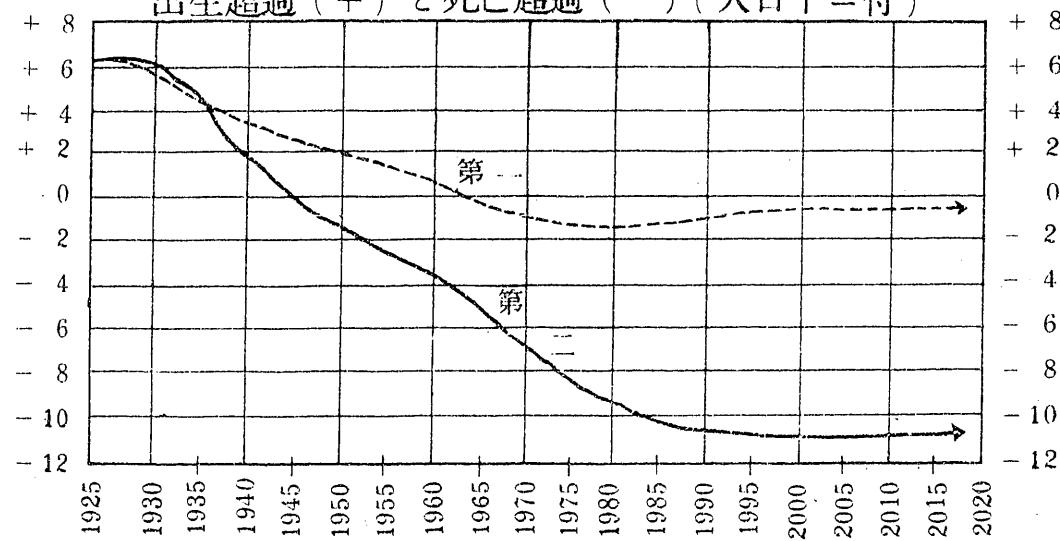
獨逸人口の豫想的發展

假定
 第一
 第二 同上
 第三

人 口 總 數



出生超過（+）と死亡超過（-）(人口千二付)



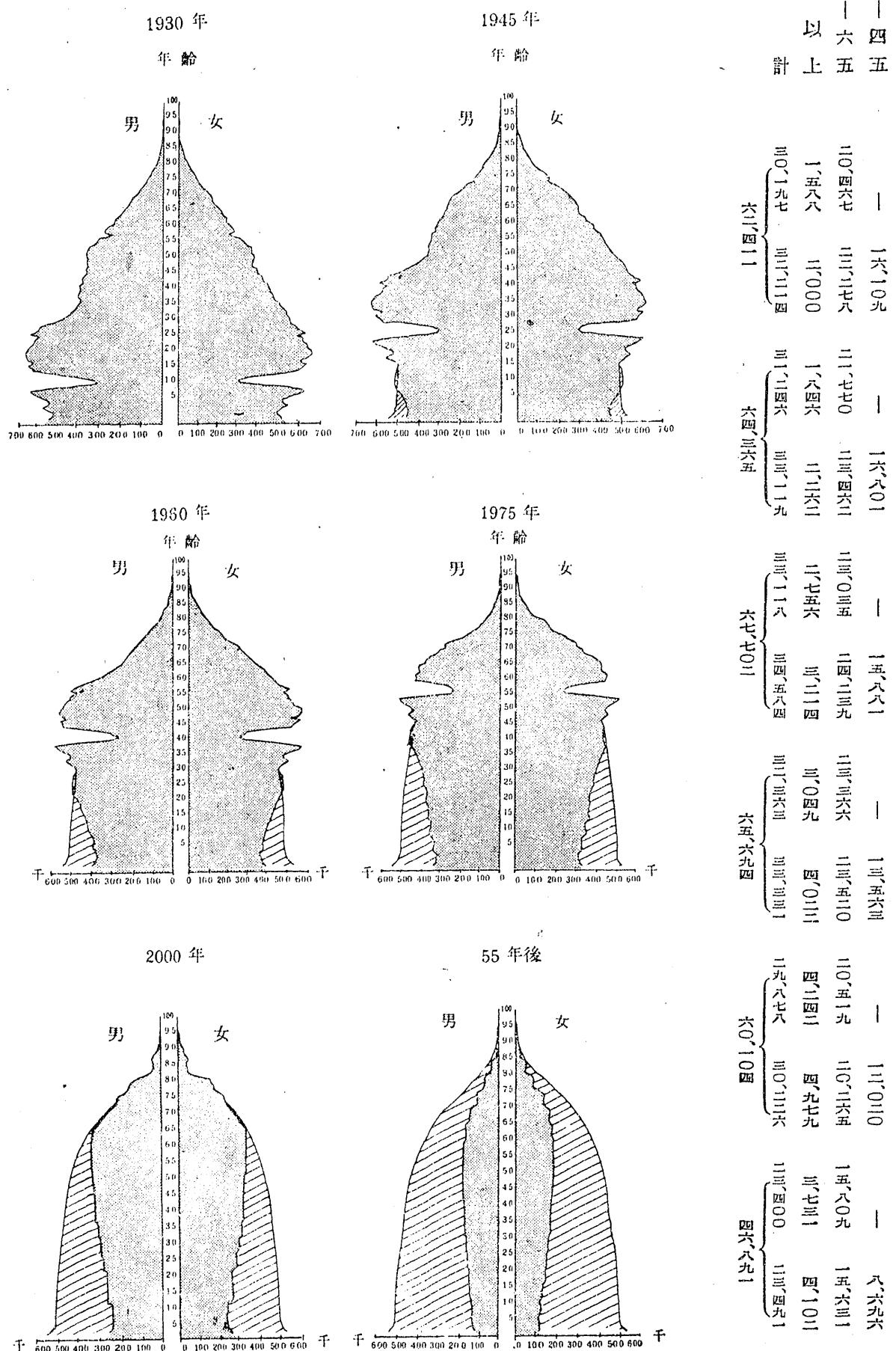
第一假定に依ると、獨逸人口總數は現在（一九三〇年）約六千五百萬で、一九六〇年に六千九百七十五萬に緩慢に上り、次に安定し、更に遞減し、例へば一九七五年に六千九百萬となり、今世紀末には六千六百七十四萬六千になり、安定期に六千六百五十萬に安定する。一九六〇年から粗出生超過の代りに一時、安定年齢構成の完了迄、死亡超過が生ずることになら。

次に、第二の假定に依る計算に依れば、自然的人口發展（移住、來住を考慮せざる）は既に一九四五年に六千七百七十萬二千（最高）に達し、以後減少し、一九六〇年に六千五百七十萬、一九七五年に六千十萬、二十世紀末に四千六百九十九萬になり、今日より千八百萬減少することになる。

人口の安定と減少は成行上不可避に思はれる。第一假定に依れば一九六〇年に出生超過の代りに死亡超過を生じ、第一假定に依れば既に一九四五

年齢別人口分類 (千に付)

年齢構成の豫想される變化



戰前の強い構成(年約二百萬)の出生年次が年齢目盛の上で昇るに應じて高年齢階級が益々強い構成をもつ。高年齢の中部、上部は擴大され、若年齢の下部は縮少され、年齢構成の正常な關係はない。獨逸人口の年齢構成も戰前はピラミット型を示した。この型は今日全く變化し、一九三〇年では、二十歳以上がピラミット型を示してゐる。出生數の將來の發展に對し第一假定に依れば、今世紀末迄に安定人口の梵鐘型が生じ、第二假定に依れば、壺型になりその基底面は一層縮少する。

次に、年齢構成の内部構造に於ける豫想變化の數的概觀を得るために、

豫測結果(第一及第二の)を主要年齢群に分類(次表參照)すれば、

六歳以下

六歳——十五歳

義務教育年齢階級

十五歳——四十五歳

女子に於ては妊娠可能年齢階級

十五歳——六十五歳

活動可能年齢階級

六十五歳以上

活動無能年齢階級

に分けられる。

六歳以下の(幼兒)年齢階級は第一假定に依れば一九三〇年に一九二五年より減少して安定し、第二假定に依れば著しく減少する。又女子に於ける

妊娠可能年齢階級(十五——四十五歳)は一九三〇年には一九二五年より著しく増加し、一九三五年頃からこの年齢階級は一九一四年の出生年次者が参加する迄は殆んど不變で、次いで著しく減少する。活動可能年齢階級は

妊娠可能年齢階級(十五——四十五歳)は一九三〇年には一九二五年より著しく減少する。又女子に於ける

妊娠可能年齢階級(十五——四十五歳)は一九三〇年には一九二五年より著しく減少する。又女子に於ける

妊娠可能年齢階級(十五——四十五歳)は一九三〇年には一九二五年より著しく減少する。又女子に於ける

妊娠可能年齢階級(十五——四十五歳)は一九三〇年には一九二五年より著しく減少する。又女子に於ける

妊娠可能年齢階級(十五——四十五歳)は一九三〇年には一九二五年より著しく減少する。又女子に於ける

妊娠可能年齢階級(十五——四十五歳)は一九三〇年には一九二五年より著しく減少する。又女子に於ける

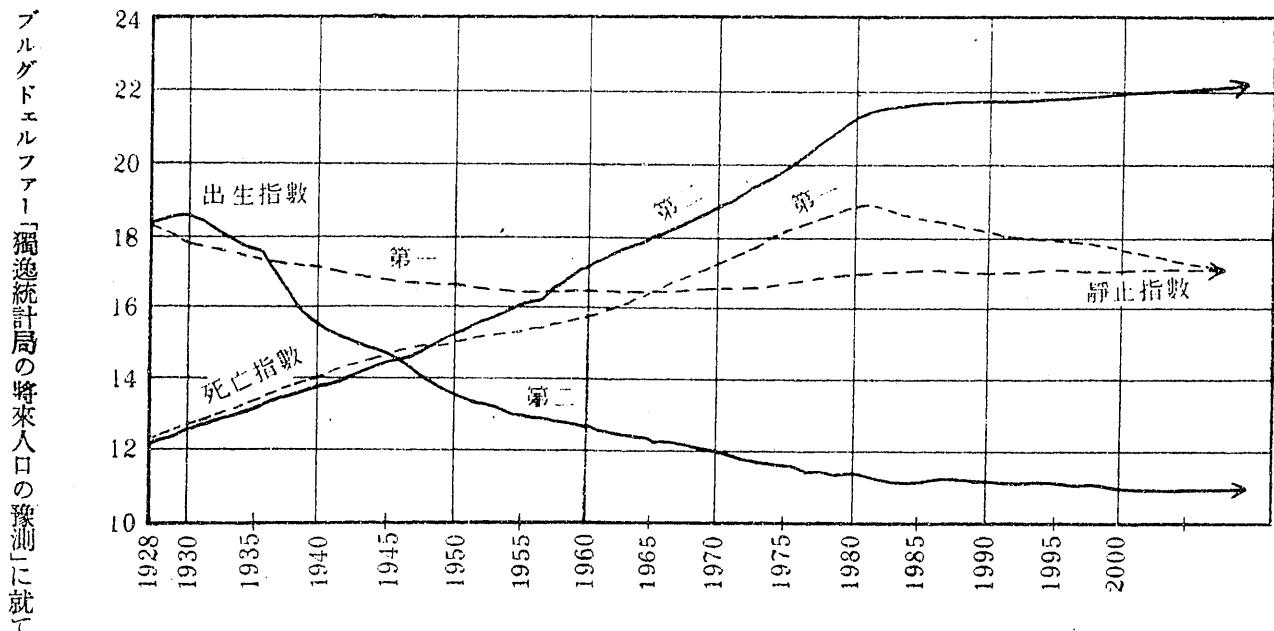
		第一假定		第二假定	
	年 次	一九三〇	一九二五	一九三〇	一九二五
幼兒		二三・三	二五・七	七〇・三	六八・五
活動無能年齢階級		二二・九	二一・九	七〇・七	九・二
活動可能年齡階級		二三・一	二二・一	六六・九	一三・九
妊娠可能年齡階級		二三・七	二二・七	六七・一	一一・六
義務教育年齡階級		二二・九	二一・九	七〇・三	六・四
六十五歳以上		一九・九	一九・九	九・四	九・四
六十五歳以上	一九五〇	一九・九	一九・九	七〇・七	九・四
六十五歳以上	一九八〇	一六・六	一六・六	六六・九	一六・五
六十五歳以上	二〇〇〇	一六・二	一六・二	六七・一	一六・七

第五 民族體の構造變化が出生、死亡指數の發展に及ぼす影響

上述の如く獨逸民族體將來必然的に老年化の過程を辿るに當らざるが、次にこの民族體の老年化は人口學的に如何なる影響を及ぼすかを見よう。此の場合粗出生及死亡指數の値は疑問であることは既に指摘した。人口が上述の三假定に依り夫々發展するものとすれば、出生及死亡指數は如何に形成せられるかを見よう。統計局の計算結果は次圖に示す通りである。

出生及死亡指數の發展

千に付



第一假定に依る場合 この場合出生指數値は單に人口數の發展に依つて決定される。即ち、一般出生指數は一九六〇年迄に一六・六(千人に付)迄減退し、次に緩慢に安定人口の出生指數(千人に付一七・四)の所迄上昇して、靜止人口の清算死亡指數と等しくなる。出生及死亡指數が同一であるこの理論的安定人口の型は二〇二〇年頃生ずることになる。

粗死亡指數は今世紀中に以前の強い出生の構成者が漸次死亡し、著しく上る。現在死亡指數は一一一一であるが、一九八〇年一九九〇年には一八・八となり、漸次安定人口の死亡指數(一七・四)に接近する。一九六〇年には尙出生超過を見るも、以後死亡超過を生じ、安定年齢構成の完成で出生及死亡指數は等しくなる。人口總數は安定年齢構成の完了時即ち、二〇二〇年頃六千六百五十萬になり安定する。

第二假定に依る場合 この場合には一九二八年一八・三と假定した粗出生指數は最初緩慢に、一九三五年から急速に減退する。一九三五年に一七・七になるが(事實は既に一九三〇年に一七・五)、一九四五年迄急速に減退し、一四・三になる。假定に依れば一九五五年以後不變であるが、更に減退し、最後に安定年齢構成に於て一一・五になる筈である。

計算で一二・二と假定した死亡指數は、人口の老年化の進展のため次の數十年間に著しく上昇し、一九四五年には一四・三となり、出生指數と等しくなり此處で出生及死亡指數曲線は交叉する。これ迄の豫想出生超過は消失し、死亡超過が現はれる(圖参照)。粗死亡指數曲線は民族體の老年化のためとそれを清算するため急速に上昇し、一九七五年には二〇になり、次に、緩慢に安定人口に於て最高値二二・九になる。換言すれば、この假定で進めば二十世紀末頃は恒常的出生不足はマイナス一一になる。又人口總數は今世紀末に四千七百萬になり、安定年齢構成に至る頃(二〇五五年)

は一千五百萬に減少することになる。又永久的出生不足(マイナス一一)のため、人口は益々縮少する。例へば二十年間に110%の割合で。

第三假定に依る場合 現在迄の経過で確實性のなほこの假定に依るが、後には必ず人口の減少が生ずる。この假定に依れば、最初の繁殖地盤の擴大に依り、出生絶體數の增加従つて人口總數の増加が豫想される。一九六五年に最高に達し約七千二百萬となり、次に遞減する。今紀世末に六千八百萬、二〇五五年の安定年齢構成の現はれる際六千三百萬になる。その際出生指數一六・六、死亡指數一七・九で安定する。これに依れば永續的なマイナス一・三の出生不足が生ずる筈である。この永續的出生不足のため、人口は緩慢ではあるが、減少して、百年後八百萬減少するに至る。

(Vorausberechnung über die deutsche Bevölkerungsentwicklung bis zum Ende 20. Jahrhunderts.)

ツアーン

「多子家族と保険」

Kinderreiche Familien und Versicherung;
Friedrich Zahn

林 茂

ツアーンは、その著「家族及び家族政策」(一九一八年)に於て、近代社會の經濟的、文化的發展特に著しくなる工業化、都市化によつて如何に家族及び家族精神が脅かされ、あるかを述べ、前大戰以前より、惠まれること少なかり

し、獨逸の家族、特に多子家族に對する、保護政策の必要を説き、大戰によつて、その弊害は更に尖鋭化されたることを指摘して、組織的なる家族政策の緊要なることを述べてゐる。即ち、「大なる人的損失を、最も迅速に、最も善く補充した國民のみが、眞に勝利を獲得する所以を説き、諸種の方策を提示し、質的及び量的にみたる、人口増強手段の最も重要なものを一つとして家族保険の問題にも、簡単ながら言及してゐる。

ツアーンは、更にローマ人口學會(一九三一年)に於て「多子家族と保険」なる報告書を提出し、家族保護政策の問題をとりあげ、その最有效手段として、家族保険を提案し、一層詳しき姿に於て之を説述した。

思ふに、かの家族負擔均衡策と呼ばれるものは、婚姻及び出産獎勵政策と表裏して、人口増強政策を完全せしむるものであるが、多子家族に對する扶助金交付その他種々の恩典の供與は、この負擔均衡策に屬するものである。

ツアーンによつて、提示されたる家族保険なるものも、その詳細は必ずしも十分に知り得ないようであるが、根本に於ては、多子家族の經濟的保護を企圖するものであり、右の負擔均衡策の一環を爲すものである」とは明らかである。

もとより、家族保護の問題に就ては、洋の東西により、國を異にするに従つて、家族本來の姿を異にして、之れが對策に於ても、夫々特殊性を要求するであらう。しかし、又他面、家族の據つて立つてゐるといろの社會的、經濟的條件に於て、相通するものゝ存する」とも否定し難い。

大東亜戦下、慈、大和民族の人的資源の確保擴大の要求されるとか、」の報告書にもられたる、思想及び對策に於て、我が方策の参考に資し得るゝものゝ存する。やあらうかと考へ、以下、その概要を紹介する」とした。

ツアーン「家族及び家族政策」に就ては、本誌第一卷八號に島村研究官の紹介が存する

民族及び民族力は、あらゆる國家にとつて最貴重なる財寶である。而して家族は、一國人口の量並びに質に對して、決定的影響を及ぼすものである。家族は將來民族の源泉であり民族體を絶へず更新し、進歩改良する爲

の本道である。多數の家族が、肉體的、精神的に病むときは、國家自身も亦病み、その存續は危殆に瀕する。かゝるが故に、各國家、各民族とも家族の維持存續と、健全にして正しき家族生活の育成の爲には、最大の關心を抱くのである。

近來、特に前大戰後に於ける家族生活は、その内面的な力に於て、又純粹性と深さとに於て害はれ、家族生活の悦びと、家族の成長とは、國風を脅かす程等閑にふされてきた。ゲルマン並びにロマンス諸國即ち、獨逸、英吉利、瑞典、瑞西、白耳義、佛蘭西に於て、最も多く出生減退が生ずるに至つた。出生調節は殆ど一般化された。此の傾向は社會階級間並びに、地域的に都鄙間を通じて益々普遍化されてゐる。

かかる破壊現象の原因は雑多である。兩親と、子供を對象として、子達の幼年と、親達の老年とを保護した、かつての救濟制度は放棄されたも同様であり、勞賃及び俸給の近來の傾向は餘りにも獨身者を標準として細斷され、夫及び父に對して、係累なき獨身者の生活程度以下の生活を許すにすぎない。多數の子女の養育に結びつけられた犠牲と負擔とは、兩親にとって、成長せる子女による犠牲の解放と救濟の見込みによつて、差し引かること餘りに少ない。かかる經濟關係が絶對的と云ふのではないが、しかし本質的に、少家族制を來たし、質、量共に家族を弱化せしめた原因である。

家族と子供を嫌惡する時代を一轉せしめて家族を喜悅する精神に向はしめんとすることは困難である。従つて、組織的家族政策、就中現存する多子家族の強化と保護とを顧慮することが緊要となる。家族の強化は次の三項を要求する。即ち、能ふ限りの保健衛生施設と教育施設、組織的經濟施設及び家族の道德的基礎の昂揚之れである。

保健衛生施設としては、健全なる結婚の爲の結婚證明、結婚相談所の如き設備を支持し、乳兒、幼兒、學童、學童にして仕事を有する者等に對する施設を促進し、且つ家庭保護、兒童保護上、公益、福利に關する事柄は之を完成しなければならない。尙、主婦、娘に對し、適時の家計教育に照應せる衛生施設を顧慮し、家計實施の合理化が計畫されねばならない。

經濟施設としては、多子家族の負擔均衡化策に關する要求を充足するを要する。即ち、同一階級の寡子者乃至獨身者と比較して、子女數の増加することにより、その家族の物質的狀態が悪化せざるよう、且つ、多子者の地位の不利を可及的緩和するよう、經濟的均衡化を計るべきである。此の均衡化施設は、多子家族に對する子女養育費の輕減と、收入增加とによつて實現さるべきである。

家族の倫理的基礎の強化は、家庭と學校、教會と國家、藝術科學と實際生活との調和的協力によつて實現さるべく、且つ民族に於ける家庭の意義の再昂揚と、その深化とが顧慮されねばならない。

II、多子家族政策の現狀

數十年來、ヨーロッパ諸國に於ては、佛國を例外として、家族政策なるものは、特に計畫的には行はれなかつた。しかし、漸く經濟的困難が増加し、家族を脅かす危險が増大するに従つて、在來の斷片的、思ひつき的なものに代つて、體系的な家族政策が遂行されるに至つた。此の新しき展開に於ては、既存の施設を、組織的に家族政策的に完成すると云ふ點に、その特徴が存する。

先づ何よりも社會保險は、續いて家族政策を打ち建てゆく爲に、一つの適切なる地盤を提供する。此處で特に家族政策的な規準として問題に

なるものは、家族員を自己保険なくして、保険保護に引入れることである。此の際供與される給付は、社會保險の企圖する經濟的保護に就ても、又それによつて實施される衛生施設に關しても、豫防的且つ治療的效果を有する。

通常、貨幣給付の供與によつて達成されんとする經濟的保護に於ては、その家族政策的意義は、被保險者に對しその家族狀態によつて計られた給付に於て認められ、又保險料の等級別に對する顧慮なく、家族員に對し直接に與へられる貨幣給付に於て認められる。獨逸に於ては家族狀態による疾病資金の等級別は、徒弟保險及び船員保險に於て法律的に規定されてゐる。フランス、ブルガリア、チリ、エストニア、ラトヴィア、リタウエン

に於ては、疾病資金は餘剩給付として準備されてゐる。獨逸に於ては、一般の疾病保險に於て餘剩給付として準備され、大ブリテン、オーストリ亞、ポーランド、ユーゴースラビア、チエッコスロバキアに於てそうである。又年金保險に於て、即ち獨逸では使用人保險及び廢兵保險に於て、佛國では廢兵保險及び養老保險に於て多子家族に對する優遇原則が行はれてゐる。失業保險又は無收入保護に於ては、通常補助額は、平均勞資の細額にしか當らないが、労働者の家族關係が顧慮され、妻、子供その他扶養義務ある家族員に對する手當増額が認められ、或ひは被保險者に對する補助金が増額されてゐる。

社會保險に於ては、家族員に對する直接の給付を、病院、療養所等に在る被保險者の家族員に對する、家族資金、或ひは死亡資金、葬儀資金に於て見ることが出來、又遺族に對する一時的若くは繼續的扶養給付に於ても之を見ることが出来る。

社會保險に於ける、衛生施設的家族政策としては、先づ第一に疾病保險

中に取入れられたる母性保險が問題となる。この保險に於ける給付は、各國に於て夫々非常に異なるが、ワシントン協約（一九一九年）によつて、國際的最低給付が決定されてゐる。被保險者は通常、自由に產婆の補助が得られ、必要の場合には醫師の治療、出産直前及び產褥間に疾病資金（懷妊資金、產褥資金）、或ひは又屢々休養資金が得られる。獨逸に於ては、家族の產褥期間補助が原則的給付である。これは最大延長の產褥期間補助を有する。フランス、大ブリテン、アイルランド自由國、リスアニア、ノルウェー、オーストリア、ポーランド、ルーマニア、ユーゴースラビア、チエッコスロバキア、及びブルガリアに於て然りである。

母性保險及びその補完又は代用の爲に採用されたる様々の母性施設の外に、衛生施設の領域に於ける家族政策的給付としては、家族病者保護策が重視されねばならぬ。これは、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、ユーゴースラビア、チエッコスロバキア、ハンガリー、ボルトガル、リスアニア、フランス、ドイツ及びオーストリアに於て義務給付となつてゐる。これらは、醫學的治療に就ての、保險者の給付が、被保險者の家族員にも受益せしめられるのである。

此の如き社會保險に於ける、衛生政策と、近代労働者保護立法によつて完成されたる、母子労働力の保護政策とは、密接なる關聯に在る。此の保護立法は、毎日の勞動時間の制限、休息の確立と規定し、夜業及び最短休息の禁止、仕事の持歸りの禁止、產婦の就業禁止期間の制定及び特定の不適當にして、不健康な、女性向きでない仕事の禁止等を包括してゐる。ワシントン（一九一九年）に於ける母性保護に關する協約は、分娩前後の女子就業に就き規制を設けてゐるが、一聯の諸國に於て（獨逸も然り）既に批准された所である。

近來、権力的な勤労保護と並んで、所謂協約的労働者保護が、益々家族政策的意義を獲得するに至つた。即ち、賃銀協約及び作業協約に於て、女子及び年少労働者に有利なる特殊協約が採用されるのである。

同様に、公共施設に於ても、家族政策的見地が織込まれてゐる。周知の如く、公共施設は、衛生、教育及び經濟施設の三課題を有する。

即ち、衛生的見地に於ては、結婚に對する衛生的保護を與へる。この目的の爲には、婚約者間の結婚證明書の交換、信頼しうる結婚相談所、結婚禁止命令の公布等の諸制度が役立つ。獨逸に於ては、一九二七年二月十八日の性病豫防法の規定によつて、夫婦が當該疾病につき、相互に告知する義務を帶べる限り、相互の一定の衛生的監査が可能とされてゐる。婚約者が、戸籍役場に於て手渡される如き健康證明書の交換を、單純に提議する場合は、その效果は非常に制限されてゐる。スウェーデンに於ては、各求婚者は、結婚取きめ以前に、性病に罹患し居らざる旨の誓約による保證をしなければならない。若し性病の存した場合は、結婚禁止が命令される。同様に、精神病者、癲癇病者、白痴者に對しては、所定の場合結婚禁止が命令される。北米諸國に於ても、優生的見地から結婚禁止が行はれてゐる。

既に成立せる家族に對する、衛生施設としては特に國民病に對する施設が行はれ、更に産婦及び乳兒に對する保護が行はれる。尙ほこの施設に屬するものとして、幼兒及び學童に對し、學校醫、學校歯科醫による治療、學校給食、校外休養設備等が存する。

教育施設の對象としては、少年教育、即ち正正常な、健康な少年に對する施設、及び危険にさらされた少年に對する施設が存する。此處でも、他の就學義務なき又は義務ある兒童に對する、あらゆる施設の場合と同様に、

兩親の強力なる共同を爲さしめることが有效であり、それによつて更に家族の弱化を來をさしめることなきようにならね。

近來は又、青年に對しても、家族政策的なる看護が、よりよく行はれるに至つてゐる。これは、一人の人間の運命を決定するものはその閑暇の時期であると云ふ經驗に從ふものであつて、自由時間、閑暇を有する青年を對象とする。従つて、多數に存する失業青年をも顧慮しなければならぬ。

經濟的保護に於ける給付に就ては、その家族に對する顧慮は、保険及び扶養に於けると同様に、現物並びに現金給付を、能ふ限り、被保護者の家族状態によつて、等級づけると云ふ點に表現されうる。しかし又、保険或ひは扶養の性質を帶びざる、獨特の施設も存する。例へば、フランスに實施されてゐる、無資産の多子家族に對する家族手當、困窮者に對する休養資金及び出産資金、教育並びに、養育方面に於ける兒童補助金、多子母性に對する養老年金等これである。

經濟的保護は、更に保護るべき家族の住居に就て顧慮する。しかし、これは只指導管理的意味に於て干渉し得るにすぎない。重大なる經濟的、道徳的、衛生的危險を伴ふ住宅難は、一般的なる經濟、社會政策、それに照應する、住宅、住宅建築、租稅及び賃銀等の諸政策によつてのみ解決されるのである。獨逸に於ては、多子家族に益する特別規定として、住宅探しの際に於ける優先表への記入家屋税抵當權の放棄の際に於ける多子家族の優先權の認容、多子家族に對する自己住宅の建築、家賃輕減又は家賃補助の手續、少額收入に對しては家屋税の免除等の手續が存する。フランスに於ては多子家族に對し、稅法により又土地信用所への低利資金の融通により、安價に住宅を建築せんと努めてゐる。ベルギーに於ては、一九三〇年多子家族に對し、議會に於て百萬フランが低利住宅建築資金として承諾さ

れ、その少額資金は前拂ひされた。

尙、家族政策にとり、推奨に値するものは税法の家族政策的なる改正である。現實に於て、家族に對する社會的顧慮は、その階段的に異なる所得税法、財產税法等に於て行はれてゐる。特に夫婦の双方に對する、最低生活費の免稅、子女の存する場合の税輕減等がある。フランス及びイタリーに於ては、獨身税が實施され、獨逸に於ても獨身税が行はれてゐる。しかし又反家族的見地が十分取除かれてゐるのではない。例へば、まだ到る所に存する、夫及び妻の收入、財産に對する附加税並びに子女の財産及び收入に對する取扱に於て、家族に對する明白なる冷淡さが見られるのである。而して、根本的な缺陷は、低額收入階級に對する、税輕減の制限にあり、又多子家族に對し間接税により又公共施設利用に對する様々の支出によつて、その優遇が既に滅殺されてゐる點に存する。

上來記述せる家族政策的規準、即ち社會保険の給付の補完、それに照應する住居、住宅(地所附き)、移住の諸政策、輕少乍ら認め得べき税輕減並びに、諸國に於て既に試みられたる、その他の負擔輕減策は、多子家族に必然的に隨伴する高き家族支出を、緩和せんと努むるものである。

多子家族の積極的收入増加は、在來主として、俸給及び賃銀に對する手當(妻及び子女に對する)によつて求められた。公共官廳に於ては、此の種の給與が主張されてゐる。

私經濟に於ては、近來、社會賃銀が様々の發展を示してゐるが、これは特に、フランス及びベルギーに於て、所謂調整金庫(Caisse de Compensation)との關聯に於て重要意義をもつてゐる。フランスに於ては、一九三〇年末迄に、二三〇の金庫が設置され、二萬五千の組合員(雇主)と、殆ど二百萬に達する賃銀労働者とがこれに所屬した。ベルギーに於ては、議會

に於て、全労働者に對する、家族手當の支給が議決された。

調整金庫は雇主間に於ける相互保険の性質を有する。金庫の全費用は、原則的に雇主の支辨する所である。金庫の本來の目的は、多子家族を有する、多數の労働者を使用せる雇主に對し、家族保護の爲の多額の支出を防ぎ、他面、労働者に對し、家族増加の際に於ける契約解除を、保護するに在るのである。金庫が一地區の全雇主を抱括するときは、同業組合的結合をなすものであり、従つて異なる職業の所屬者が、只その時々の自己の所屬する職業群に生じたる負擔のみを、負担すべく且つなほ共同の利益を享受するのである。個々の雇主の負擔金は、大部分割當の方法によるが、それは、支拂はれたる賃銀額、労働者數に準ずるが、若くは勞働日數に準じて割當られる。負擔額は労賃額の百分の二・五迄達し得る。

家族賃銀は、普遍的に採用されてゐない限り、賃銀構成分子として、賃銀闘争、經濟的利害の闘争、階級闘争に對するものとして交附されるのであり、従つて、非常に不安定なる對策である。むしろ、調整金庫に基づく家族手當の方が、より適切と思はれる、けだし、これによつて、既婚者及び多子者の労働市場に於ける、競争能力の減殺が防止され得るからである。しかし、調整金庫も亦、よし全雇主に義務化されたとしても、部分的解決を齎たらすに止まる。

III' 徹底的な家族政策の目標たる家族保險

最有效なる經濟的家族政策の規準は、恐らく、公的法的な強制保險によつて、兩親及び子女の年金保險を實施するに在る。これは既に、獨逸多子聯盟の結成以來、Gruber, Grotjahn, Burgdörfer 及び余等の提案によつて要請された所であり、諸外國に於ても類似のものが要請されて居る。

家族保険の觀念は國際的に進行して居る所である。これは社會的政策に關する、國際會議の席上に於て、余の家族政策に關する國際調査を基礎として作成したる報告に對し行はれたる討議に於て特に示されたる如くである。

(註)

註 ハーン稿 “Die Familienpolitische Enquête der Internationalen Vereinigung für Sozialen Fortschritt.” «Allgemeines Statistisches Archiv» Bd. 19, S. 145 f. „Familienversicherung in der internationalen Sozialpolitik.” «Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft» Bd. 30, S. 43 f.

即ち、家族保険制度を以て、問題解決の最良策とされる所である。

獨逸に於ける、兩親團體保険に於ては、その收入が特定の高さ（生存最低費）を越える、凡ての人が負擔義務を有する。その負擔額は、收入に對する一定の百分率によつて決定される。獨身者は負擔額の全標準率を、子無き既婚者は約半分を、支拂はなけねばならぬ。第二子、或ひは第三子の出生と共に、負擔義務は次第に輕減される。給付は、負擔と同様に、收入に比例して等級分けされ、原則として、全負擔支拂の繼續期間と、高さに準ずるべきである。而して給付は子女資金として成立し、被保險者は負擔の標準に準じて之れを請求する権利があり、それは彼が獨身又は結婚して子無き期間に、保険に拂込みたるものである。給付は、第三兒或ひは第四兒より始まり、子女の増加と共に高まる。第一子に對しては、分娩の際に、家族保険の中より費用の補助がなされる。勿論、此の原則的標準は、此の保険の最終決定に當つては、責任給付、餘剩給付、最高給付に關する評價如何によつて、なほ、個別化され、細別化されるを要するであらう。

家族保険は、現存する多子家族を保護すると共に、なほ、その家族擴大の促進を以て、先づ第一に量的人口政策の規準をなす。

のであるが、それは同時に質的政策の契機をも包藏する。

周知の如く、遺傳は本質的に家族によつて受繼がれてゆく。家族保険によつて、間接的に促進されたる出産率は、同時に遺傳素質に於て、健康なる家族の、より強い繁殖を意味し、従つて、遺傳の確保並びに増大を意味する。特に、これは優秀なる精神要素の遺産にとつて非常に重要である。

なほ、家族保険によつて、促進された個々家族に於ける子女數の増大は、まさに、多子家族に於て、義務觀念、獻身、犠牲、公共心等、要するに民族及び國家を形成する諸力が培養される限りに於て、質的作用をも營むのである。家族に於ては、子女數の増加と共に、働くとする衝動が増大する。結果、質は常に一定の量を前提する、従つて、絕對的な人口増加をきたす方策は、既にその事によつて、質を向上せしむるものである。

よし、家族保険によつて、民族源泉の豊富な流れを、汲み得なしとして、その採用は、緊急且つ當然の處置であると云はねばならぬであらう。その第一の目的は、現存せる多子家族の負擔を輕減し、これ以上の家族縮少を防ぎ、子供を愛し、兩親としての義務を意識せる夫婦に對し、物質的基礎を與へて、それなくしては、子女教育上障害の生ずるであらうことを防ぐのである。又家族保険は、母親をして、家族の負擔を補填する爲に、家庭外の勤勞につくことを、より少なくし、以てより多く妻及び母として、自然に要求される任務に就くことを得しむるのである。尙、家族の經濟的強化によつて、最も忌むべき國民疫病の一つたる、墮胎は有效に防がれるであらう。

云ふ迄もなく、家族保険は能ふ限り、濫用防止が爲される如く作成され、運用されねばならない。保険事故の發生は、家族保険に於ては、社會保険に於けるより、爲されることが少ない。即ち、家族保険の給付につき

問題となる、子供の出生及び子女の現存は容易に確定することが出来るからである。非社會的な、又經濟的に無能力なる要素の増加を促がすと云ふ懸念は、家族保險の人的範圍を、職業能力ある人々に限定することによつて防止することが出来る。かゝる職業能力ある者的人口量が、依然として一國の有能者の平均を構成してゐるのである。又同様の理由によつて、此の群中に在つても、その缺點が確實に知られてゐて、その増殖が不適當な家族に對しては、保險給付に對する請求を拒絶すべきである。又只例外的にのみ、踏み越え得る保險給付の最高限界の設定によつて、無思慮にして無責任なる被保險者による、家族保險の濫用を防止することが出来る。その反面、特に有能なる家族を、より強く助成する可能性が與へられる。

家族保護政策は、劣性家族をも利するのではないかと云ふ懸念を以て、健全なる家族の育成策を、妨げることは出來ない。健全なる國民が、自由意志によつて、その増殖を放棄し、その結果劣性者との、堪へ得べき程度の均衡が妨げられてゐるにかゝはらず、劣性者が、以前にも増して、より多く増加してゐると云ふことは云はれない。しかし、劣性者の相對的増加を防ぎ、その惡影響を防止する最有效の方策は、健全家族に對する、正しき保護策以外には存しない。

心理的影響に關しては、家族保險は、他の經濟政策に於ても恐れられる必要なき如き危險性は之れを包藏してゐない。家族保險の好ましからぬ影響なるものは、種々に描き出される如きものではない。子女養育費に、注意を傾けしむるのは、何も家族保險が初めてではない。今日、人間生活の打算的立場よりすれば、多數子女の養育が、兩親に多大の犠牲を要求することは、何人も認める所である。又兩親保險が、民族中に尚存する、自然力を更に弱化せしめゆくであらうとは、稱し得ない。勿論、人間は、一種

の生産奨勵金によつて、充分にその生産が確保される如き機械でもなければ、子女も亦そのような商品でないことは云ふ迄もない。しかし、又民族の一大部分に、子供を欲する意欲の尙ほ生きてゐることも眞實である。必得る如く爲すべきであり、物質的基礎を與ふべきである。これ無くして多數の子供づきの夫婦がなほ存在する。彼等に對し、當然その負擔を擔ひは、民族生物學的義務の充足は妨げられざるを得ない。かく觀る時は、家族保險は、決つして、妨害要素として作用することなく、むしろ、増殖を目指す自然的要求と、之に對抗する逆作用との對立を排除することを助けるのである。

財政的負擔に關しては、家族保險は既述の方向に於ては、生産に於ける生産原價を高めることなく、資本形成を妨害することなく、經濟の生産力を減殺することなく實施されよう。

此處に生ずる費用は、全體の收入能力者に分擔せしめられる。保険原則に反して、家族保險では、國策的に、恐らく給付の享受をうくる豫見なき人をも、保険に加入せしめることが正當とされうる。負擔金は、社會保險に於ける通則に反して、一定の職業關係に對する何らの顧慮なく徵收される。各人は原則的に、自己の保険の爲に支拂ふのであつて、自己の從業員の爲に支拂ふのではない。従つて負擔金は、企業家によつて、營業上の費用として記載されるを要しない。又負擔金支拂には、獨身者及び寡子家庭のみが引き當てられるのであるから、掛金を爲すことによつて、賃銀或ひは俸給の昇給に對する權利を與へるものではない。むしろ、多子を有する父親の所得は、家族保險の補助によつて高められるのである。家族保險の形によつて、家族費用の均衡化は、直接多子者に有利な所得移轉として作

用する。即ち、處分し得る消費財のより正當な、より合目的的な分配を意味する。此の所得移轉によつて、資本形成をなすべき貯蓄活動が妨げられるであらうと、懸念する要はない。経験的みて、家族數の増大と共に、貯蓄は低下する。即ち多子者は、その資金を子女に投下するが、その父の貯蓄心、或ひは將來に對する顧慮は、通常何らかの、浪費をなす傾向の存する獨身者に比し、遙に強い。

要之に、家族保険は、積極的な人口政策として最適の手段であり、且つ財政的にも實施可能である。

しかし、家族保険によつて、多子家族に對する經濟的保護が整備されても、それが爲に他の家族増加及び育成、維持策として適當せる手段を等閑に附することは出來ない。又、これら他の方策を以て、家族保険に代へることも出來ない。人口政策的に仕立てられたる税制改革を以てしても、家族保険は缺くを得ない。

家族保険は、全國民を包括するが、税制改革の效果の及ぶ範囲は、比較的の高額所得階級に制限され、國民の大多數の所屬する所得階級に對しては、別に特殊な方策によつて、補完されなければならぬ。のみならず、國家の財政状態は、多くの場合、多子家族に對する満足なる稅的庇護を不可能とする。

家族保護に就ては、又私的保険の協力が考案され得る。しかし、之れは、社會的困難を公共的方法によつて解決せんとするに、堪へうるものではない。社會保険の前史は、強制力を有しない私的保険が、如何に有效に作用し得ないかを證明して餘りある。正に困窮せる階層に對して、任意の私的保険が、經濟的保護策として不十分な方法であることを明示する。けだし、經濟的保護を最も必要とする人々に在つては、私的保険の爲

に必要とする經濟力或ひは精神力をも缺いてゐるのであるから。しかし、強制的家族保険が、比較的資力なき人々を捕へるに對し、私的保険が、その他の、自己の意志と力とによつて、將來の事故の際の保證をなす能力ある人々を問題にすると云へるであらう。

在來、私的保険はその種類によつて（遺族保険、兒童保険、嫁入仕度保険、教育資金）家族の需要に順應せる限りに於て、家族に對する顧慮をしてきた。又疾病保険に於て、相對的に僅少な追加掛金にかゝらず、被保險者たる兩親の、子供にまで保険保護を加へる如きは、これ亦同様に私的保険の、一つの家族保護的な給付である。尙、既婚者に就て、若しその家族員が、他の被保險者より、事故を示すことより少なく、従つて私的保険と家族との利害關係が併行する場合、その保険料は低く見積られることとなり、家族保護に役立ち得るであらう。

更に、衛生施設の領域に於ても、私的保険は家族政策的に形成され得る筈である。

尙、保険法が、特殊規定の完成によつて、家族に有利なる如く仕上げられ得るであらう。

最後に注目に値するものは、國民保険である。これは、諸國に於て、家族の經濟的保護の目的のもとに、廣汎なる層にわたつて實施されてゐる。しかし、之には、多額の管理費用、國民保険上顧慮さるべき階層の、保険需要に適合すること少きこと等の缺點が附着してゐる。これらの缺陷が除去されて、國民保険が家族政策上、普遍的に適切であるとされるに至るか、どうかは後日の問題である。

最も包括的なる家族政策的規準たるべき、家族保険を目標とする、經濟政策と相並んで、國民に對する精神作興、民族に於ける自然力の強化こ

そ、人口政策上、必要缺くべからざるものである。各個人の責任感が再び國民中に呼び起されねばならぬ。家族觀念が再び強化され、高く唱和されねばならぬ。家族が再び道徳的に固定せしめられるを要する。かゝる家族觀念の強化、否、生活への奉仕と、犠牲への意志を肯定し、認識し、尊敬し、且つ實現する國民精神の更新、民族のかゝる精神的更生によつてのみ始めて、經濟的に社會的なる、家族政策的對策の效果が、保證され得るのである。國家、民族及び經濟の基柱たる家族の再建と、效果的な健全化と強化とは、經濟的對策と、精神的作興とが相伴つて、はじめてその道が拓かれるのである。

ケニヤ族

クレマントン族

イバン族

ムールート族

アナン族

セレベス

ミナハサ族

ブギ族

トラジヤ族

トアラ族

フイリッピン諸島

ビサヤ族

タガログ族

イロカノ族

ビコール族

パンガシナソ族

アエタ族

バゴボ族

カリンガ族

マングヤ族

スパヌン族

マノボ族

イロングゴット族

イゴロット族

印度支那半島民族分布圖

東印度諸島民族分布圖

フィリッピン民族分布圖

参考文獻

記

選定標準

(一) 常設保育所

一 時局に緊要なる産業の生産増強に資するを以て目的とするものなること

二 前號の目的の爲に新設し又は擴張するものなること

○農村人口移動調査の集計について（昭和十八年六月四日）

人口民族部研究報告會

内藤研究官補

人口民族部人事の異動

人口民族部に於ける民族政策研究部長たりし小山研究官は昭和十八年四月八日辭令を以つて新設の民族研究所へ轉任し、民族政策研究部長は人口民族部長岡崎研究官が兼攝することとなつた。

皇后陛下の御下賜金による保育所の新設擴充の件並に之に關する厚生次官の各地方長官宛通牒

畏くも 皇后陛下に於かせられては戰時下に於ける勢力不足の緩和と乳幼兒の健全なる育成とを圖る上に於て保育施設の普及擴充の要懇、緊切なるを聞こめされ、生産増強に資すべき保育所の新設擴張並に季節保育所御獎勵の思召を以て金員を御下賜遊ばされたため、厚生省に於いては昭和十八年五月十三日付次官通牒を以て其の趣各地方長官に傳達すると共に、併せて適當なる施設選定の標準を指示するところあつた。右通牒に指示せる選定標準を掲ぐれば左の如くである。右

- 一 新設又は擴張は本年一月以後に於て事業を開始し又は擴張したもの及本年五月十一日迄に計畫済み（豫算計上等）のものなること
- 二 新設に在りては新築のみならず既存建造物を利用するものを含むこと

三 擴張に在りては特に選定標準第一號の目的

の爲既存の施設設備等を利用し相當數の常時
保育児数の増加を爲すものをも含むこと

(二) 季節保育所

一 同一經營主體に依り三ヶ年以上繼續開設せら
れ今後事業を繼續すること確實なるものなるこ
と但し特に優良なるものに在りては繼續開設年
數三ヶ年に満たざるものにても可なること

二 經營主體は市町村營たると道府縣を除く公共
團體營又は私營たると問はざるも團體に在り

ては基礎確實にして其の代表者の身上確實にして信
望あるもの、個人に在りては身上確實にして信
望あるものなること

三 相當程度の設備を有するものなること

四 開設期間は成るべく一期間十四日以上のもの

五 期間中一回以上保育児の健康診斷を行ふもの
なること

六 保育内容、經營の状況等適切にして其の成績
特に優良なるものなること

I、その他

(一) 内申に當りては常設保育所及季節保育所別に

夫々銘銘順位を附すこと

(二) 常設保育所の詮議に當りては成るべく所謂五
大産業、軍需其の他緊要物資の生産事業に資すべ
きものに重點を置くこと

(三) 常設保育所に在りては大東亜戦争勃發以後昨
年十二月迄の間に於て新設又は擴張を了したるもの
のうち極めて優良なるものあらば参考として詮

議すべきに付別紙調書中事業開始豫定年月日欄を
朱書し本年一月以降の新設又は擴張のものに附加
して通し順位を附し提出すること

(四) 季節保育所に在りては既に皇后陛下より御
下賜金を拜受したものは除外すること

(五) 内申は速達便を以て郵送し期日迄に必ず當省
に到達するやう取計ふこと

[別紙様式表省略]

體力章検定合格者に授與する體力章
の圖式改正の件公布

昭和十六年三月十九日厚生省告示第百八號、體力章

検定に合格したる者に對し授與すべき體力章の圖式改
正の件は、昭和十八年五月二十五日付官報を以て左の
如く公布せられた。

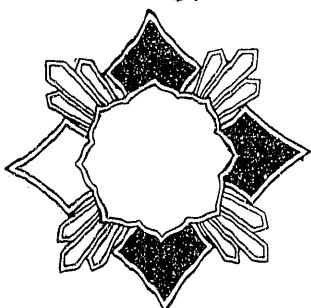
體力章検定ニ合格シタル者ニ對シ

授與スベキ體力章ノ圖式改正ノ件

(昭和十八年五月二十五日
厚生省告示第二百號)

表

上級



體力章ノ徑六分

鏡ハ徑三分五厘

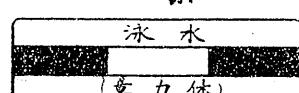
光線ヲ附ス 銀

色

矢形ハ黒色暗赤
色暗青色白色

表

水



水

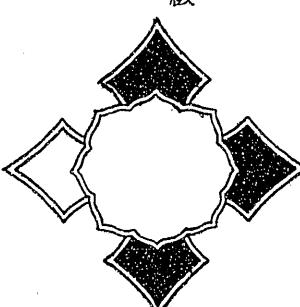
(章カ体)

水

(章カ体)

表

中級



體力章ノ徑六分

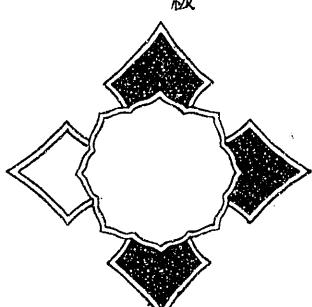
鏡ハ徑三分五厘

銀色

矢形ハ黑色暗赤
色暗青色白色

表

初級



體力章ノ徑六分

鏡ハ徑三分五厘

銅色

矢形ハ黑色暗赤
色暗青色白色

[各裏面省略]

三 擴張に在りては特に選定標準第一號の目的

の爲既存の施設設備等を利用し相當數の常時
保育児数の増加を爲すものをも含むこと

(二) 季節保育所

一 同一經營主體に依り三ヶ年以上繼續開設せら
れ今後事業を繼續すること確實なるものなるこ
と但し特に優良なるものに在りては繼續開設年
數三ヶ年に満たざるものにても可なること

二 經營主體は市町村營たると道府縣を除く公共
團體營又は私營たると問はざるも團體に在り

ては基礎確實にして其の代表者の身上確實にして信
望あるもの、個人に在りては身上確實にして信
望あるものなること

三 相當程度の設備を有するものなること

四 開設期間は成るべく一期間十四日以上のもの

五 期間中一回以上保育児の健康診斷を行ふもの
なること

六 保育内容、經營の状況等適切にして其の成績
特に優良なるものなること

I、その他

- (一) 内申に當りては常設保育所及季節保育所別に
夫々銘銘順位を附すること
- (二) 常設保育所の詮議に當りては成るべく所謂五
大産業、軍需其の他緊要物資の生産事業に資すべ
きものに重點を置くこと
- (三) 常設保育所に在りては大東亜戦争勃發以後昨
年十二月迄の間に於て新設又は擴張を了したるも
ののうち極めて優良なるものあらば参考として詮

議すべきに付別紙調書中事業開始豫定年月日欄を
朱書し本年一月以降の新設又は擴張のものに附加
して通し順位を附し提出すること

(四) 季節保育所に在りては既に 皇后陛下より御
下賜金を拜受したるものは除外すること

(五) 内申は速達便を以て郵送し期日迄に必ず常省
に到達するやう取計ふこと

[別紙様式表省略]

體力章検定合格者に授與する體力章
の圖式改正の件公布

昭和十六年三月十九日厚生省告示第百八號、體力章

検定に合格したる者に對し授與すべき體力章の圖式改
正の件は、昭和十八年五月二十五日付官報を以て左の
如く公布せられた。

體力章検定ニ合格シタル者ニ對シ

授與スベキ體力章ノ圖式改正ノ件

(昭和十八年五月二十五日
厚生省告示第二百號)

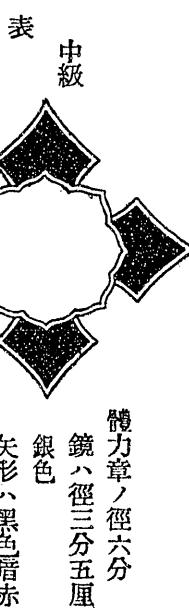
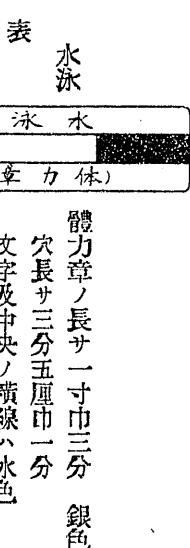


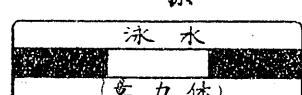
表 中級
體力章ノ徑六分
鏡ハ徑三分五厘
銅色
矢形ハ黑色暗赤
色暗青色白色



表 初級
體力章ノ徑六分
鏡ハ徑三分五厘
銅色
矢形ハ黑色暗赤
色暗青色白色



文字及中央ノ横線ハ水色
矢形ハ黑色暗赤
色暗青色白色



體力章ノ徑六分
鏡ハ徑三分五厘

色暗青色白色

矢形ハ黑色暗赤

[各裏面省略]

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件公布

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は、昭和十八年五月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勤勞報國協力令施行規則中改

正の件公布 (昭和十八年五月二十日)

第四條第二項中「女子高等師範學校」ノ下ニ「師範學校」ヲ加フ

厚生省職員共濟組合規則中改正の件

等の公布

厚生省職員共濟組合規則中改正の件、厚生省職員共濟組合規則施行規程中改正の件及厚生省職員共濟組合規則第二十四條第二項但書の規定に依る疾病又は負傷の告示は昭和十八年五月六日付官報を以て左の如く公布せられた。

厚生省職員共濟組合規則中改正ノ件

(昭和十八年五月十六日)

第三條第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號ヲ削リ第四號ヲ第一號トシテ第五號ヲ第四號トス
二 本省局長

第八條中「國民職業指導所ヲ除ク以下之ニ同ジ」ヲ削リ同條第一號中「召集」ヲ「徵集」ニ改メ第一號ヲ左ノ如ク改ム
二 嘴託員ニシテ手當年額千八百二十圓ヲ超ユル者

第八條ノ二 厚生部内ニ屬スル奉任官 同待遇者及嘱託員ニシテ俸給又ハ手當年額千八百二十圓ヲ超ユル者ハ組合令第二條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ承認ヲ得

一以上ノ同意アルヲ要ス

第九條中「前條ノ」ヲ「第八條ノ」ニ、「前條」ヲ「本令第八條ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ノ規定ニ依ル職員ハ厚生大臣ノ承認アリタルヨリ組合員ト爲ルモノトス但シ厚生大臣ノ承認アリタル日後ニ於テ前條ノ職員ト爲リタル者ハ其ノ職員ト爲リタル日ヨリ組合員ト爲ルモノトス

第十條第一項第四號中「高等官又ハ同待遇者(主事タル高等官ノ待遇ヲ受ク者ヲ除ク)」ヲ「勅任官又ハ同待遇者」ニ、第五號中「組合令第一條但書及本令第八條但書」ヲ「組合令第一條但書(本令第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ト爲ル場合ハ第二號ノ二ヲ除ク)」及本令第八條但書(第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ト爲ル場合ハ第二號ヲ除ク)ニ改メ同條同項ニ左ノ一號ヲ加フ

六 第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ニ付テハ其ノ四分ノ三以上ノ同意ニ依ル脱退ノ意思表示アリタル場合ニ於テ厚生大臣之ヲ承認シタル日

第十一條中「第八條ノ」ヲ「組合員タルベキ」ニ改ム

第十八條中第一項中「甲種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ一二・五、乙種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ九

四」ヲ「甲種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ十四、乙種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ十(第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ二十)」ニ改メ同

條第五項ヲ左ノ如ク改ム

組合員タル資格ニ變更アリタル場合ニ於テハ其ノ翌月分ヨリ掛金ヲ改定ス但シ其ノ變更が月ノ初日ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條第一項中「第十三條ノ療養費」ヲ「第十三條ノ療養費及第十四條ノ家族療養費」ニ、「入院」ヲ「病院又ハ診療所ヘノ收容」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第四號乃至第六號ノ療養ハ組合ガ必要ト認メタル場合ニ限ル但シ第四號ノ療養ニ付厚生大臣ノ定ムル疾病又ハ負傷ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 削除

第二十七條 削除

第二十八條 療養ニ要スル費用ノ算定方法、療養ニ要スル費用ヨリ控除スル額、療養費ノ支給方法ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十九條中「療養費」ヲ「療養費又ハ家族療養費」ニ改ム

第三十四條第一項中「職員健康保險」ヲ削ル

第四十一條ノ二 組合令第三十一條ノ命令ヲ以テ定ムル者トハ本令第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員トス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行前三交付シタル組合員證ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨げズ

本令第八條ノ二ノ規定ニ依リ組合員ト爲リタル者ハ組合令第十四條第一項及同令第二十三條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ組合加入前引續キ在官又ハ在職シタル期間組合員タリシモノト看做ス

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件公布

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は、昭和十八年五月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勤勞報國協力令施行規則中改

正の件公布 (昭和十八年五月二十日)

第四條第二項中「女子高等師範學校」ノ下ニ「師範學校」ヲ加フ

厚生省職員共濟組合規則中改正の件

等の公布

厚生省職員共濟組合規則中改正の件、厚生省職員共濟組合規則施行規程中改正の件及厚生省職員共濟組合規則第二十四條第二項但書の規定に依る疾病又は負傷の告示は昭和十八年五月六日付官報を以て左の如く公布せられた。

厚生省職員共濟組合規則中改正ノ件

(昭和十八年五月十六日)

第三條第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號ヲ削リ第四號ヲ第一號トシテ第五號ヲ第四號トス
二 本省局長

第八條中「國民職業指導所ヲ除ク以下之ニ同ジ」ヲ削リ同條第一號中「召集」ヲ「徵集」ニ改メ第一號ヲ左ノ如ク改ム
二 嘴託員ニシテ手當年額千八百二十圓ヲ超ユル者

第八條ノ二 厚生部内ニ屬スル奉任官 同待遇者及嘱託員ニシテ俸給又ハ手當年額千八百二十圓ヲ超ユル者ハ組合令第二條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ承認ヲ得

一以上ノ同意アルヲ要ス

第九條中「前條ノ」ヲ「第八條ノ」ニ、「前條」ヲ「本令第八條ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條ノ規定ニ依ル職員ハ厚生大臣ノ承認アリタルヨリ組合員ト爲ルモノトス但シ厚生大臣ノ承認アリタル日後ニ於テ前條ノ職員ト爲リタル者ハ其ノ職員ト爲リタル日ヨリ組合員ト爲ルモノトス

第十條第一項第四號中「高等官又ハ同待遇者(主事タル高等官ノ待遇ヲ受ク者ヲ除ク)」ヲ「勅任官又ハ同待遇者」ニ、第五號中「組合令第一條但書及本令第八條但書」ヲ「組合令第一條但書(本令第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ト爲ル場合ハ第二號ノ二ヲ除ク)」及本令第八條但書(第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ト爲ル場合ハ第二號ヲ除ク)ニ改メ同條同項ニ左ノ一號ヲ加フ

六 第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ニ付テハ其ノ四分ノ三以上ノ同意ニ依ル脱退ノ意思表示アリタル場合ニ於テ厚生大臣之ヲ承認シタル日

第十一條中「第八條ノ」ヲ「組合員タルベキ」ニ改ム

第十八條中第一項中「甲種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ一二・五、乙種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ九

四」ヲ「甲種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ十四、乙種組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ十(第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員ニ在リテハ月俸ノ千分ノ二十)」ニ改メ同

條第五項ヲ左ノ如ク改ム

組合員タル資格ニ變更アリタル場合ニ於テハ其ノ翌月分ヨリ掛金ヲ改定ス但シ其ノ變更が月ノ初日ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條第一項中「第十三條ノ療養費」ヲ「第十三條ノ療養費及第十四條ノ家族療養費」ニ、「入院」ヲ「病院又ハ診療所ヘノ收容」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第四號乃至第六號ノ療養ハ組合ガ必要ト認メタル場合ニ限ル但シ第四號ノ療養ニ付厚生大臣ノ定ムル疾病又ハ負傷ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 削除

第二十七條 削除

第二十八條 療養ニ要スル費用ノ算定方法、療養ニ要スル費用ヨリ控除スル額、療養費ノ支給方法ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十九條中「療養費」ヲ「療養費又ハ家族療養費」ニ改ム

第三十四條第一項中「職員健康保險」ヲ削ル

第四十一條ノ二 組合令第三十一條ノ命令ヲ以テ定ムル者トハ本令第八條ノ二ノ規定ニ依ル組合員トス

附 則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行前三交付シタル組合員證ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨げズ

本令第八條ノ二ノ規定ニ依リ組合員ト爲リタル者ハ組合令第十四條第一項及同令第二十三條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ組合加入前引續キ在官又ハ在職シタル期間組合員タリシモノト看做ス

厚生省職員共済組合員證

(表紙内面)

注意事項

- 一 組合醫に就き診療を受けるときは必ず此の證を組合醫に提出して必要事項の記載を受けて下さい。
- 二 同一の疾病又は負傷については受診開始から六月を過ぎるとその後の療養は受けられません然し結核性疾患のときは一年迄延長して受けられます。
- 三 組合薬剤師から薬剤の支給を受けるときは組合醫に處方箋を書いてもらひこれを組合薬剤師に提出して下さい。
- 四 療養を受け又は薬剤の支給を受けたときは其の都度自己の負擔分だけの金を其の組合醫又は組合薬剤師に支拂つて下さい。
- 五 組合員の資格がなくなつたときは遅滞なく此の證を部局長に返して下さい。此の證の記載欄に餘白がなくなつたり此の證を毀損し又は滅失したときは直に其の旨を届出でて再交付を受けて下さい。
- 七 此の證の一頁の記載事項に變更があつた場合には直に部局長に差出して訂正を受けて下さい。
- 八 六月以上組合員である者の被扶養者が診療を受けるときは部局長に申出で家族診療券の交付を受けて下さい。

(二頁乃至五頁)

療養記録

傷病名	開始日	終了日	終了事由	備考	認印
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			
	年月日	年月日			

番號	男
組合員 ノ 氏 名	女
生年月日	年 月 日
加入年月日	昭和 年 月 日
部 名 称	
局 所 在 地	
昭和 年 月 日交付	
厚生省職員共済組合 印	

備考 [別掲様式参照]

三一

一 本證ハ縦約十三粂横約九粂ノ大サトシ左綴ト爲
スペシ

二 組合員が男子ナルトキハ「一頁ノ「男女」欄ノ「女」
ノ文字ヲ、女子ナルトキハ其ノ「男」ノ文字ヲ抹消
スペシ

三 「療養記錄」欄ハ之ヲ二面設ケ二頁ヲ以テ一面ト
スベシ

四 「療養記錄」欄ノ事項ハ組合醫又ハ組合藥劑師ニ
於テ之ヲ記載スルモノトス但シ組合醫又ハ組合藥
劑師以外ノ者ニ就キ受ケタル療養ニ付テハ部局ニ
於テ之ヲ記載スルモノトス

五 「療養記錄」欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルベシ
イ 歯ニ付療養ヲ爲シタル場合ニ於テハ患齒ノ部
位ヲモ「傷病名」欄ニ記載スペシ
ロ 「開始日」欄ニハ療養ヲ開始シタル年月日ヲ記
載スペシ

ハ 「終了日」欄ニハ治癒、期間満了又ハ死亡ニ因
リ療養ヲ終リタル年月日ヲ記載スペシ

ニ 「終了事由」欄ニハ治癒、期間満了、轉醫、死
亡等ノ別ヲ記載スペシ

ホ 結核性疾病ニ付組合令第十七條第一項ノ期間
ヲ超エテ療養ヲ爲スニ至リタルトキハ「備考」欄
ニ何年何月何日ヨリ延長給付ナル旨ヲ記載スペ
シ

八 「認印」欄ニハ當該事項ノ記載ヲ爲シタル組合

醫又ハ組合藥劑師ニ於テ捺印スペシ但シ組合醫
又ハ組合藥劑師以外ノ者ニ就キ受ケタル療養ニ
付療養費ヲ支給スル場合ニ於テハ部局ノ係員捺
印スペシ

ト 組合醫又ハ組合藥劑師以外ノ者ニ就キ受ケタ
ル療養ニ在リテハ其ノ旨ヲ「備考欄」ニ記載スベ
シ

シ 組合員證ヲ再交付スル場合ニ於テ其ノ組合員又
ハ組合員タリシ者ガ現ニ療養ヲ受クルトキハ其ノ
傷病名及其ノ傷病ニ付療養ヲ開始シタル年月日其
ノ他必要ナル事項ヲ部局ニ於テ記載スペシ

七 組合令第九條ノ規定ニ依ル繼續給付ニ付届出ア
リタルトキハ部局長ハ部局ノ名稱、所在地ヲ抹消
シ且一頁ノ餘白ニ繼續シテ給付ヲ受クルコトヲ得
ル旨及繼續受給期間ヲ朱書シテ返付スペシ

八 「前條中「前條ノ翠帳」ヲ「組合員臺帳及被扶養者調書」
ニ改ム

九 第十一條ノ二 組合員又ハ其ノ被扶養者ハ組合ノ指定
シタル醫師、歯科醫師(以下組合醫ト稱ス)又ハ藥劑
師(以下組合藥劑師ト稱ス)ニ就キ療養ヲ受クベシ但
シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十 第十一條ノ三 組合員ハ組合令第十四條ノ療養ヲ受ケ
ントスルトキハ部局長ニ申出デ家族診療券ノ交付ヲ
受クベシ

十一 前項ノ申出アリタルトキハ部局長ハ別記様式ニ依ル
家族診療券ヲ交付スペシ

十二 部局長ハ前項ノ家族診療券ヲ交付シタルトキハ被扶
養者調書ニ診療券交付年月日其ノ他必要事項ヲ記載
スベシ

十三 第十二條第一項中「組合ノ指定シタル醫師又ハ歯科醫
師(以下組合醫ト稱ス)」ヲ「組合醫」ニ、「提示」ヲ「提出」
ニ改メ「其ノ都度」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

部局長ニ届出ズベシ

第二條ノ三 部局長ハ被扶養者調書ヲ編綴シ前條第二
項ノ届出アリタル都度之ヲ整理スペシ部局長ニ於テ

前條第一項ノ記載事項ニ變更アリタルコトヲ知リタ
ルトキ亦同ジ

第十二條第一項中「組合ノ指定シタル醫師又ハ歯科醫
師(以下組合醫ト稱ス)」ヲ「組合醫」ニ、「提示」ヲ「提出」
ニ改メ「其ノ都度」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度之ヲ
書ヲ部局長ニ提出スペシ

組合員ガ組合薬剤師ニ就キ薬剤ノ支給ヲ受ケントス
ルトキハ組合醫ニ申出デ處方箋ノ交付ヲ受ケ組合藥

劑師ニ之ヲ提出スベシ

第十三條由「組合員」ヲ「被扶養者」ニ、「部局長」ノ承認書及「承認書」ヲ「家族診療券」ニ改メ「被扶養者」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條第二項ノ規定ハ被扶養者ガ組合薬剤師ニ就キ薬剤ノ支給ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第二項中「療養費」ヲ「療養費又ハ家族療養費」ニ改ム

組合員又ハ其ノ被扶養者ガ組合醫又ハ組合薬剤師ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ組合ハ其ノ組合員

又ハ被扶養者ガ當該組合醫又ハ組合薬剤師ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付療養費又ハ家族療養費トシテ組合員ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ組合員又ハ被扶養者ニ代リ當該組合醫又ハ組合薬剤

師ニ對シ之ヲ支拂フモノトス

第十五條第一項中「療養費」ヲ「療養費又ハ家族療養費」ニ改メ「申請書」ノ下ニ「各月分ニ付翌月十日迄ニ」ヲ加ヘ同條第二項中「並組合員證」ヲ「及組合員證又ハ家族診療券」ニ改ム

第十六條第一項第二號ヲ第三號トシ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二 療養ヲ受ケントスル者被扶養者ナル場合ニ於テハ被扶養者ノ氏名 生年月及組合員トノ續柄

同條第二項各號ヲ左ノ如ク改ム

一 療養ヲ必要ト認ムル事由
二 病院又ハ診療所ヘノ收容ノ場合ニ在リテハ收容

ノ期間

彙報

三 看護ノ場合ニ在リテハ看護ノ期間

別記様式

第十七條 削除

第十九條 組合令第九條又ハ第十四條第二項ノ規定ニ依リ疾病又ハ負傷ニ關シ繼續シテ療養ヲ受ケントスルトキハ組合員ハ組合員證ト共ニ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル届書ヲ逕滞ナク部局長ニ提出スベシ

第十八條 削除

二 療養ヲ受ケントスル者被扶養者ナル場合ニ於テハ被扶養者ノ氏名及組合員トノ續柄

三 組合脱退ノ年月日

四 組合脱退ノ際療養ヲ爲シタル者ノ氏名及住所前項ノ規定ニ依リ組合員證ノ提出アリタル場合ニ於テ療養ヲ受ケントスル者組合員ナルトキハ部局長ハ之ニ繼續シテ給付ヲ受クルコトヲ得ル旨及繼續受給期間ヲ記載シ組合員ニ返付スベシ

第二十條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 組合員ガ病院又ハ診療所ヘ收容セラレタルモノナルトキハ其ノ病院又ハ診療所ノ名稱、所在地、收容年月日及期間並被扶養者アルトキハ其ノ氏名 生年月及組合員トノ續柄

第二十三條中「分娩費」ヲ「分娩費又ハ配偶者分娩費」ニ改メ第二號ヲ第三號、第三號ヲ第四號トシ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二 分娩シタル者配偶者ナルトキハ配偶者ノ氏名及

第 號		厚生省職員共濟組合家族診療券			
組合員證ノ番號		組合員ノ種別		甲	乙
組合員ノ氏名	組合員ト爲リタル月	昭和年月日	組合員トノ續柄	同 所 在 地	業
組合員ノ勤務稱					
療養ヲ受ケントスル被扶養者	氏名	職	業		男 女
生年月日					
備 考					
所在地					
昭和 年 月 日交付					
團 部 局 長					

備考

一 「第 號」ニハ交附番號ヲ附スベシ

二 組合員ガ甲種ナルトキハ「組合員ノ種別」欄ノ

〔乙〕ノ文字ヲ、乙種ナルトキハ其ノ「甲」ノ文字ヲ

抹消スベシ

本規程ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

附 則

III

三 被扶養者ガ男子ナルトキハ「男女」欄ノ「女」ノ文字ヲ抹消スベ
字ヲ、女子ナルトキハ其ノ「男」ノ文字ヲ抹消スベ
シ

シ

興亞鍊成所規程の公布

興亞鍊成所規程は昭和十八年五月四日付官報を以て左の如く公布せられた。

興亞鍊成所規程

(昭和十八年五月四日)
大東亞省令第十七號

第一條 興亞鍊成所ニ入所シ鍊成ヲ受クル者ハ興亞鍊成所生(以下所生ト稱ス)ト稱ス

第二條 所生ノ定員ハ大東亞大臣之ヲ定ム

第三條 興亞鍊成所ノ鍊成期間ハ十三ヶ月トス

第四條 興亞鍊成所ノ鍊成綱領ハ大東亞大臣之ヲ定ム

第五條 興亞鍊成所ニ入所スヘキ者ハ専門學校卒業程度以上ノ學力ヲ有シ官衙、學校、會社又ハ團體ノ長ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大東亞大臣ノ認可ヲ經テ所長之ヲ選定ス

第六條 所生ニハ別ニ定ムル所ニ依リ食費及旅費等ヲ給シ鍊成ニ必要ナル被服及物品ノ一部ヲ貸與ス

第七條 所長ハ所生ニシテ疾病其ノ他事故ニ因リ不適當ト認ムル者アルトキハ大東亞大臣ノ認可ヲ經テ退所セシムルコトヲ得

第八條 所生ニシテ所定ノ鍊成ヲ修了シタル者ニ對シテハ所長鍊成證書ヲ授與ス

第九條 本規程ニ定ムルモノノ外所生鍊成上必要ナル事項ハ大東亞大臣ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則

昭和十六年閣令第八號ハ之ヲ廢止ス

[参照]

昭和十六年十一月二日閣令第八號ハ從前ノ同規程ナリ

昭和十八年法律第二十一號農業保險法中改正法律施行期日の件公布

昭和十八年法律第二十一號農業保險

行期日の件は、昭和十八年五月十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

昭和十八年法律第二十一號農業保険法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十八年五月十三日)
勅令第四百四十四號

昭和十八年法律第二十一號ハ昭和十八年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

農業保險法施行令中改正ノ件公布

農業保險法施行令中改正ノ件

(昭和十八年五月十三日)
勅令第四百五十五號

農業保險法施行令中改正の件は、昭和十八年五月十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

- 第五條ノ二 農業保險組合ノ保險金額ハ左ノ各號ニ掲タル額ヲ以テ其ノ保險金額ト爲スコトヲ得
- 一 桑葉ニ在リテハ段當三十圓
三 麦ニ在リテハ段當二十五圓
四 水稻ヲ耕作スル小作地ノ小作料ニ在リテハ段當當三十五圓
一 水稻ニ在リテハ段當四十五圓及小作地段
一 グル金額トス
- 第五條ノ三 農業保險法第五十六條第一項ノ規定ニ依ル農業保險ノ保險料國庫負擔金ノ額ハ農業保險組合ノ組合員ガ第一條ノ農作物ノ收穫上ノ損失ニ關スル共濟責任ヲ保險ニ付スル爲支拂フベキ保險料中左ノ各號ニ掲タル額トス
- 一 純保險料ニ付テハ別表第一號ニ依リ算出シタル額
二 附加保險料ニ付テハ別表第二號ニ依リ算出シタル額
ル金額ヲ基準トシテ農林大臣ノ定ムル金額
- 第五條ノ四 農業保險法第五十六條第二項ノ規定ニ依ル日本蠶絲統制株式會社ノ負擔金ノ額ハ農業保險組合ノ組合員ガ桑葉ノ收穫上ノ損失ニ關スル共濟責任ヲ保險ニ付スル爲支拂フベキ純保險料ニ付別表第三號ニ依リ算出シタル額トス
- 第六條 國庫ハ農林大臣ノ指定スル地區ニ於テ農業保險組合ガ農業保險法第三十六條第一項ノ規定ニ依リ水稻ノ冷害ニ付組合員ニ對シ共濟金ノ交付ヲ爲ス事
- 第五條第二項中「純保險料率及附加保險料率」ノ下ニ「並ニ保険スベキ共濟責任」ヲ加フ

業ヲ行フ場合ニ於テ當該農業保險組合ノ組合員ガ醸出スベキ共濟掛金ノ一部ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ係ル農業保險組合ガ水稻ノ冷害ニ付組員ニ對シ交付スル共濟金ノ額ハ左ノ各號ニ掲タル額トス

一 自作地段當二十五圓及小作地段當二十圓

二 小作料ニ在リテハ段當五圓

第七條 前條第一項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ額ハ農

別表ヲ左ノ如ク改ム

別表第一號

種別	農業保險組合ノ組合員ノ支拂フベキ段當純保險料	國庫負擔割合
水稻ノ自作地	三十錢迄ノ部分 五十錢迄ノ部分 六十錢迄ノ部分 七十錢迄ノ部分 八十一錢迄ノ部分 九十二錢迄ノ部分 一百零三錢迄ノ部分 一百一十四錢迄ノ部分 一百二十六錢迄ノ部分 一百三十八錢迄ノ部分	三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二
水稻ノ小作地	二十三錢迄ノ部分 三十九錢迄ノ部分 六十一錢迄ノ部分 七十七錢迄ノ部分 九十二錢迄ノ部分 一百零三錢迄ノ部分 一百一十四錢迄ノ部分 一百二十六錢迄ノ部分 一百三十八錢迄ノ部分	三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二
麥ノ耕地	三十九錢迄ノ部分 六十一錢迄ノ部分 七十七錢迄ノ部分 九十二錢迄ノ部分 一百零三錢迄ノ部分 一百一十四錢迄ノ部分 一百二十六錢迄ノ部分 一百三十八錢迄ノ部分	三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二
桑ノ耕地	二十四錢迄ノ部分 四十八錢迄ノ部分 六十二錢迄ノ部分 八十六錢迄ノ部分 一百零三錢迄ノ部分 一百一十四錢迄ノ部分 一百二十六錢迄ノ部分 一百三十八錢迄ノ部分	六分ノ一 八分ノ一 十二分ノ一 十六分ノ一 二十分ノ一 二十二分ノ一 二十六分ノ一 二十八分ノ一

別表第二號

標準段當國庫負擔金額	水稻ノ自作地及桑文ハ麥ノ耕地
八錢	桑文ハ麥ノ耕地
四錢	水稻ノ自作地
二錢	水稻ノ小作地
一錢	水稻ノ小作地

別表第三號

種別	農業保險組合ノ組合員ノ支拂フベキ段當純保險料	日本蠶絲統制株式會社負擔割合
桑ノ耕地	十四錢迄ノ部分 二十四錢迄ノ部分 三十六錢迄ノ部分 四十八錢迄ノ部分	四分ノ一 八分ノ三 三分ノ一 三分ノ一
自作地	二十錢迄ノ部分 三十五錢迄ノ部分 六十六錢迄ノ部分 一百一十八錢迄ノ部分	三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二

別表第四號

小作地	農業保險組合ノ組合員ノ支拂フベキ段當共濟掛金	國庫負擔割合
一千町步迄	二十一錢迄ノ部分 三十六錢迄ノ部分 五十一錢迄ノ部分 六十六錢迄ノ部分	三分ノ一 三分ノ二 三分ノ一 三分ノ二

業保險組合ノ組合員ガ水稻ノ收穫上ノ損失ニ關スル共濟ノ爲醸出スベキ共濟掛金ニ付別表第四號ニ依リ

共濟ノ目的ノ種類別ニ農業保險組合聯合會ニ總再保險算出シタル額トス

第十條 政府ノ行フ再保險ノ再保險金額ハ第一條各號ノ

共濟ノ目的ノ種類別ニ農業保險組合聯合會ニ總再保險金額ヨリ總再保險金額ヲ超過シタル場合ニ限タル標準被害率ヲ乘ジタル額ヲ控除シタル殘額トス

前項ノ標準被害率ハ農林大臣之ヲ定ム

別表第五號

七千町歩ヲ超ユル千町歩	一錢	五厘
八千町歩ヲ超ユル面積	二厘五毛	

備考

一 農業保險組合ノ被保險耕地面積ハ共濟責任期間開始當時ニ於ケル水稻ノ自

二 同一行ノ標準段當國庫負擔金額ヲ適用スベキ水稻ノ自作地及桑文ハ麥ノ耕

三 各農業保險組合ノ標準國庫負擔額ハ一及二ニ依リ各行ニ付算出シタル被保

險耕地面積ニカタ

ニ水稻ノ小作地ノ標準段當國庫負擔金額ヲ乘ジテ得タル金額ヲ合計シテ之ヲ

算出スルモノトス

第十二條 政府ハ第一條各號ノ共濟ノ目的ノ種類別ニ農業保險組合聯合會ノ農業保險組合ニ對スル支拂再保險額ノ總額ガ聯合會ノ總再保險額ニ第十條第二項ノ標準被害率ヲ乘ジタル額ヲ超過シタル場合ニ限リ聯合會ニ對シ再保險金ヲ支拂フモノトス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ支拂再保險金ノ額ハ聯合會ノ支拂再保險金ノ總額ヨリ總再保險金額ニ第十條第二項ノ標準被害率ヲ乘ジタル額ヲ控除シタル殘額トス

前項ノ標準被害率ヲ乘ジタル額ヲ控除シタル殘額トス

附 則

本令ハ昭和十八年法律第二十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ノ引受ニ係ル農業保険ニ付テハ仍從前ノ例

ニ依ル

〔參照〕

昭和十三年十二月二十日公布
昭和十三年十二月二十日勅令第七百八十二號農業保

險法施行令抄錄

第一條 農業保険法第一條第三項ノ共濟ノ目的タル

農作物及小作料ハ左ニ掲タルモノトス

〔左記略ス〕

第五條第二項

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ純保険料率及附加保険料率ニ關スル定款ノ規定ノ變更ヲ命ズ

ルコトヲ得

第六條 農業保険法第五十六條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔スベキ金額ハ農業保険組合ノ組合員ガ第一條ノ農作物ノ收穫上ノ損失ニ關スル共濟責任ヲ保險ニ付スル爲支拂フベキ附加保険料ヲ限度トシ別表ニ依リ算出シタル金額ヲ基準トシテ農林大臣之ヲ定ム

第七條 前條ノ國庫負擔金ハ農業保険組合ノ組合員ノ爲ニ組合ニ之ヲ交付ス
前項ノ規定ニ依リ組合ニ交付スベキ國庫負擔金ノ一部ハ組合ニ對シ之ヲ交付スルニ代ヘ夫々農業保險組合聯合會及政府ノ受クベキ附加再保險料ニ充ツル爲農林大臣ノ定ムル額ニ依リ聯合會及農業再保險特別會計ニ之ヲ交付シ又ハ繰入ルルコトヲ得

第十條 政府ノ行フ再保險ノ再保險金額ハ第一條各

號ノ共濟ノ目的ノ種類別ニ農業保険組合聯合會ノ總再保險金額ヨリ總再保險金額ニ通常純再保險料率ヲ乘ジタル額ヲ控除シタル殘額トス

前項ノ通常純再保險料率ハ農林大臣之ヲ定ム

第十二條 政府ハ第一條各號ノ共濟ノ目的ノ種類別ニ農業保険組合聯合會ノ農業保険組合ニ對スル支拂再保險金ノ總額ガ聯合會ノ總再保險金額ニ異常灾害決定ノ基礎トナリタル標準被害率ヲ乘ジタルヲ支拂フモノトス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ支拂再保險金ノ額ハ聯合會ノ支拂再保險金ノ額ヨリ總再保險金額ニ第

十條第二項ノ通常純再保險料率ヲ乘ジタル額ヲ控除シタル殘額トス

第一項ノ標準被害率ハ農林大臣之ヲ定ム

陸軍の第一補充兵を海軍の第一補充 兵と爲すの件公布

陸軍の第二補充兵を海軍の第一補充兵と爲すの件は、昭和十八年五月十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

陸軍の第一補充兵を海軍の第一補充 兵と爲すの件公布

第一條 俘虜(將校タル俘虜ヲ除ク)ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ勞務ニ服セシムルコトヲ得但シ俘虜派遣規則ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ勞務ハ俘虜ノ健康、技能、本國ニ於ケル地位等ニ應ジ之ヲ定ムルモノトス

將校タル俘虜ハ其ノ發意ニ基キ之ヲ勞務ニ服セシム

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本令ノ規定ヲ適用スルモノトス但シ賃金ハ之ヲ支給セズ

モノトス但シ賃金ハ之ヲ支給セズ

第二條 俘虜收容所長ハ俘虜收容所内ニ於テ俘虜ヲ勞務ニ服セシムルコトヲ得

第三條 俘虜收容所ヲ管理スル軍司令官又ハ衛戍司令官以下單ニ俘虜收容所管理長官ト稱スハ俘虜收容

所外ノ陸軍部隊ニ於テ俘虜ヲ勞務ニ服セシムルコ

トヲ得此ノ場合ニ於テハ勞務ニ服セシムル俘虜ノ人

員數及兵種ニ付テハ陸軍大臣ト海軍大臣トノ協議ニ員、勞務ノ場所、種類、時間、期間等ニ關シ豫メ陸

基キ陸軍大臣之ヲ定ム
第二條 前條第一項ノ規定ニ依ル處分ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ本人ノ本籍地所管ノ聯隊區司令官之ヲ行フ

前項ノ處分ハ證書ヲ以テ之ヲ本人ニ通達ス
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ帝國外（内地、朝鮮及臺灣以外ノ地ヲ謂フ以下同ジ）ニ在リテハ陸軍大臣

ノ認可ヲ受クルニ及バズ

帝國外ニ於テ俘虜收容所管理長官俘虜收容所以外ノ

陸軍部隊ニ於テ俘虜ノ勞務ニ服セシメタルトキハ速

ニ勞務ニ服セシメタル俘虜ノ人員、勞務ノ場所、種類、時間、期間等ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ

第四條 前二條ノ規定ニ依リ俘虜ノ勞務ニ服セシメタル場合ノ賃金ハ俘虜收容所ニ於テ之ヲ支拂フモノトス

第五條 陸軍部外（帝國外ヲ除ク）ニ於テ俘虜ノ勞務ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ俘虜勞務許可願ヲ陸軍大臣ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ俘虜勞務許可願又ハ陸軍大臣ノ許可シタル俘虜勞務許可願又ハ陸軍大臣ノ許可シタル俘虜勞務許可願ノ記載事項

前項俘虜勞務許可願ノ提出順序ハ別ニ之ヲ告示ス

第六條 陸軍大臣前條ノ願ヲ許可シタルトキハ勞務ニ服セシムル俘虜ノ人員、勞務ノ場所、種類、時間、賃金、期間等ヲ定メ之ヲ俘虜收容所管理長官ニ達ス

第七條 俘虜收容所管理長官前條ノ達ヲ承ケタルトキハ之ニ基キ所要ノ取締法ヲ定メ俘虜ノ勞務ニ服セシムルモノトス

第八條 帝國外ノ陸軍部外ニ於テ俘虜ノ勞務ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ俘虜勞務許可願ヲ俘虜收容所管理長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ俘虜勞務許可願又ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜勞務許可願ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九條 俘虜收容所管理長官前條ノ願ヲ許可シタルトキハ所要ノ取締法ヲ定メ俘虜ノ勞務ニ服セシムルモ

ノトス

第十條 俘虜收容所管理長官前條ノ規定ニ依リ俘虜ヲ陸軍部外ノ勞務ニ服セシメタルトキハ速ニ勞務ニ服セシメタル俘虜ノ人員、勞務ノ場所、種類、時間、期間等ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ

第十一條 公共團體又ハ法人ノ俘虜勞務許可願ニ在リ

テハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ

第十二條 陸軍部外ニ於ケル俘虜ノ勞務ヲ許可セラレタル者（以下單ニ俘虜使用者ト稱ス）ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ俘虜ノ勞務服務中取締ノ爲所要ノ

警戒員ヲ差出シ俘虜收容所長ノ指揮ヲ承ケシムベシ

第十三條 俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ指示ヲ受ケ俘虜ノ勞務指導ニ任ズベシ

前項ノ勞務指導ハ前條ノ警戒員ヲ以テ之ニ當ラシムヲコトヲ得

第十四條 俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十五條 俘虜使用者ハ俘虜收容所長ニ對シ俘虜ノ勞務獎勵又ハ艱苦輕減ノ用ニ供スル爲金錢物品ノ寄贈ヲ申出ヅルコトヲ得

第十六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ陸軍部外ニ於テ俘虜ノ勞務ヲ受ケアル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日（帝國外ニ在リテハ六十日）以内ニ第五條又ハ第八條ノ規定ニ依リ俘虜勞務許可願ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

附 則

第十七條 俘虜使用者本令ノ諸規定 第五條若ハ第八條ノ規定ニ依リ陸軍大臣若ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜勞務許可願ノ記載事項又ハ第七條若ハ

別紙

俘虜勞務許可願

年 月 日

住所

（用紙適宜）

氏 名

生年月日

陸軍大臣（軍司令官又ハ）殿

ハ第九條ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ定メタル取締法ニ違反シタルトキハ陸軍大臣（帝國外ニ在リテハ俘虜收容所管理長官以下同ジ）ハ俘虜勞務ノ許可ヲ取消スコトヲ得

前項ノ外陸軍大臣必要ト認ムルトキハ俘虜勞務ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ俘虜使用者ハ許可ノ取消ニ因リ

テ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 俘虜使用者ハ俘虜ニ對シ本令ニ規定ナキ事項ヲ行フコトヲ得ズ但シ特ニ陸軍大臣ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 第十四條ノ規定ニ依リ俘虜使用者ノ納付シタル賃金ハ俘虜收容所出納官吏之ヲ保管スペシ但シ

其ノ一部ヲ俘虜給養費ノ補填トシテ國庫ニ納入スルモノトス其ノ納入額ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 前條ノ規定ニ依リ俘虜收容所出納官吏ノ保管スル金錢ハ第四條ノ賃金ト共ニ俘虜收容所長ノ定期ム所ニ依リ之ヲ本人ニ支給スルモノトス

左記ニ依リ俘虜労務規則ニ依ル俘虜ノ労務ヲ受ケ度候間御許可相成度申請候也

左記

- 一 俘虜ノ人員
- 一 俘虜ノ使用場所
- 一 俘虜ノ労務ノ種類
- 一 俘虜ノ收容設備
- 一 俘虜ノ警戒員
- 一 俘虜ノ労務指導
- 一 俘虜ノ賃金
- 一 俘虜ノ労務服務時間
- 一 俘虜ノ使用期間
- 備考

一 帝國外ニ在リテハ俘虜ノ收容設備ヲ記入ス

二 俘虜ノ收容設備ハ俘虜使用者ニ於テ既設ノ建築物ヲ利用シ、又ハ新設スルヲ本則トシ右願書ニハ具體的計畫ヲ記載シ許可アリタル後速ニ之ヲ完成スルモノトス

三 俘虜ノ賃金ハ概不一圓トス、但シ特種ノ技術ニ從事セシムルモノニハ本人ノ技倅、作業ノ種類、從業時間、從業場所等ヲ斟酌シ更ニ三十五錢以内ヲ増加スルモノトス

俘虜派遣規則中改正ノ件

(昭和十八年五月二十日)
陸軍省令第二十三號

第二條 陸軍部外(帝國外(内地、朝鮮及臺灣以外)ノ地

ヲ謂フ以下同ジ)ヲ除クニテ俘虜ノ派遣ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ俘虜派遣許可願ヲ陸軍大臣ニ

提出シ其ノ許可ヲ受クベシ俘虜派遣許可願又ハ陸軍大臣ノ許可シタル俘虜派遣許可願ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ、前項俘虜派遣許可願ノ提出順序ハ別ニ之ヲ告示ス

第二條ノ二 陸軍大臣前條ノ願ヲ許可シタルトキハ派遺俘虜ノ人員、居住、取締、労務(労務ノ場所、種類、時間、期間等)、給與(賃金、酒保ヲ含ム)、醫療等ニ關スル事項ヲ定メ之ヲ俘虜收容所ノ管理スル軍司令官又ハ衛戍司令官(以下單ニ俘虜收容所管理長官ト稱ス)ニ達ス

第二條ノ三 俘虜收容所管理長官前條ノ達ヲ承ケタルトキハ之ニ基キ所要ノ取締法ヲ定メ俘虜ヲ派遣スルモノトス

軍司令官又ハ衛戍司令官(以下單ニ俘虜收容所管理長官ト稱ス)ニ達ス

第一項中「其ノ他ノ給與ハ」ノ下ニ「其ノ全部又ハ一部ヲ加ヘ「之ヲ」及同條第一項ヲ削ル

第十條 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第九條第一項中「其ノ他ノ給與ハ」ノ下ニ「其ノ全部又ハ一部ヲ加ヘ「之ヲ」及同條第一項ヲ削ル

第十條 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ二 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ニ對シ派遣俘虜ノ勞務獎勵又ハ艱苦輕減ノ用ニ供スル爲金

第十條ノ三 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ四 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ニ對シ派遣俘虜ノ勞務獎勵又ハ艱苦輕減ノ用ニ供スル爲金

第十條ノ五 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ六 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ニ對シ派遣俘虜ノ勞務獎勵又ハ艱苦輕減ノ用ニ供スル爲金

第十條ノ七 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ八 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ九 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ十 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ十一 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ十二 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ十三 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ十四 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

第十條ノ十五 派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜收容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付スベシ

定 第二條又ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ陸軍大臣又ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜派遣許可願又ハ陸軍大臣(帝國外ニ在リテハ俘虜收容所管理長官以下同ジ)ニ、同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ警戒員ハ派遺俘虜概ね三十名ニ付一名トス

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ警戒員ハ派遺俘虜概ね三十名ニ付一名トス

前項ノ外陸軍大臣必要ト認ムルトキハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十六條中「派遣俘虜使用者ハ」ノ下ニ「但シ特ニ陸軍大臣ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ」ヲ加フ

シ」ヲ、「行フコトヲ得ズ」ノ下ニ「但シ特ニ陸軍大臣ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ」ヲ加フ

第十七條 削除
第十八條中「官廳」ヲ「俘虜收容所以外ノ陸軍部隊」ニ改ム

シ」ヲ、「行フコトヲ得ズ」ノ下ニ「但シ特ニ陸軍大臣ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ」ヲ加フ

第十七條 削除
第十八條中「官廳」ヲ「俘虜收容所以外ノ陸軍部隊」ニ改ム

シ」ヲ、「行フコトヲ得ズ」ノ下ニ「但シ特ニ陸軍大臣ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ」ヲ加フ

別紙
（用紙適宜）

俘虜派遣許可願

年月日 住所

氏名

生年月日

陸軍大臣（軍司令官又ハ衛戍司令官）殿

左記ニ依リ俘虜派遣規則ニ依ル俘虜ノ派遣ヲ受ケ度候間御許可相成度申請候也

左記

一派遺俘虜ノ人員

一派遺俘虜ノ使用場所

一派遺俘虜ノ勞務ノ種類

一派遺俘虜ノ收容設備

一派遺俘虜ノ警戒員

一派遺俘虜ノ勞務指導

一派遺俘虜ノ給與

（一）糧食

（一）寢具

（一）煙室用薪炭

（一）日用品

（一）旅費
（一）其ノ他

一派遺俘虜ノ賃金

一派遺俘虜ノ酒保

一派遺俘虜ノ醫療

一派遺俘虜ノ使用期間

一派遺俘虜ノ勞務服務時間

備考

一派遺俘虜ノ收容設備ハ派遺俘虜使用者ニ於テ既設ノ建築物ヲ利用シ又ハ新設スルヲ本則

トシ右願書ニハ具體的計畫ヲ記載シ許可アリタル後速ニ之ヲ完成スルモノトス

二派遺俘虜ノ賃金ハ俘虜給與規則第十三條ニ定ムハ金額（三十五錢以内ノ増給額ヲ含ム）ヲ基準トス但シ派遺俘虜ノ給與中派遺俘虜使用者ニ於テ擔當シ得ザルモノアルトキハ左ノ區分ニ依リ之ヲ右基準金額ニ附加シ賃金ヲ定ムルモノトス

亦同ジ

第三條 公共團體又ハ法人ノ願出ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スペシ

第四條第一項

俘虜ノ派遺ヲ許可セラレタル者（以下單ニ派遺俘虜使用者ト稱ス）ハ本令及第二條ノ規定ニ依リ

俘虜ノ差出シタル俘虜收容所長（以下單ニ俘虜收容所長ト稱ス）ノ指示ヲ受クベシ

第七條 派遣俘虜使用者ハ派遺俘虜ノ取締ノ爲所要

（以下單ニ俘虜收容所ト稱ス）ヨリ派遣セラレタル

職員ノ指揮ヲ承ケシムベシ

第八條 派遣俘虜使用者ハ派遺俘虜ノ勞務指導ニ任

（一）ズベシ

第九條 派遣俘虜ノ糧食、寢具、煙室用薪炭、日用

從前ノ規定ニ依リ俘虜ノ派遺ヲ受ケアル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日（帝國外ニ在リテハ六十日）以内ニ第二條又ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ俘虜派遣許可願ヲ陸軍大臣ニ提出スペシ

〔參照〕

昭和十七年十一月二日陸軍省令第五十八號俘虜派遣規則抄錄

品、旅費(俘虜ノ派遣及復歸ニ要スル旅費ヲ含ム)

其ノ他ノ給與ハ派遣俘虜使用者之ヲ擔當シ概不俘

虜收容所ニ準ジタル給與ヲ爲スベシ但シ將校タル

派遣俘虜及敵國軍衛生人員ノ俸給並ニ俘虜著裝被

服使用ニ堪ヘザルニ至リタルトキ之ニ貸與スペキ

被服ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ外派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ勞務ニ要ス

ル被服ヲ整備スペシ

第十條 派遣俘虜使用者ハ俘虜給與規則第十三條ニ

定ムル金額(三十五錢以内ノ増給額ヲ含ム)ヲ基準

トスル賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付ベシ

第十五條第一項

收容所管理長官ノ許可シタル計畫ニ違反シタルト

キハ俘虜收容所管理長官ハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消

スコトヲ得

第十六條 派遣俘虜使用者ハ本令ニ規定ナキ事項ヲ

行フコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ依リ俘虜收容所管理長官ト派遣俘

虜使用者間ニ授受スペキ書類ハ俘虜收容所長ヲ經

由スベシ

第十八條 前諸條ノ規定ハ官廳ハ俘虜ヲ派遣スル場

合ニ之ヲ適用ス

俘虜勞役規則廢止ノ件

(昭和十八年五月二十日
陸達第三十九號)

昭和十八年度の國民動員實施計畫について昭和十八年五月三日閣議決定を見、同日企畫院總裁談の形式を以て左の如く發表せられた。

昭和十八年度國民動員實施計畫の閣議決定

派遣俘虜取扱規則中改正ノ件

(昭和十八年五月二十日
陸達第四十一號)

第一條中「俘虜勞役規則」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ行

フ
第二條 削除

第六條第四號中「ヲ經テ俘虜收容所管理長官」ヲ削リ同

條第五號中「其ノ他ノ日用品等ヲ」ノ下ニ「派遣俘虜使

用者ノ設置シタル酒保以外ヨリ」ヲ加フ

第八條 俘虜收容所管理長官ハ隨時派遣俘虜ノ交替ヲ

命ズルコトヲ得

施計畫の設定を急ぎつづつあつたのであるが、本日の閣議に於て之が決定を見るに至つた次第である。

本計畫は戰時生產の增强に必要なる要員を充足する

と共に勤労總力の最高度發揮を圖るを目途として編成

したのであるが、計畫の對象たる業務及要員の範圍等に付ては概ね前年度と大差なきにも拘らず、之が要員

は國民動員實施計畫設定以來當つてなき龐大なる數に上り、之が迅速且適確なる充足は實に異常の努力を必

要とするのみならず、之が成否は戰力の增强に至大なる影響あるを思ひ、特に本計畫に於ては左記方針の下に

強力且徹底的なる措置を講ずることとしたのである。

一、軍需の充足、五大重點物資其の他緊要物資の生產並に輸送の增强に重點を置き之が要員の確保を圖ること。

二、勞務給源の擴充並に之が適時的確なる配置を期する爲、書記的又は輕易なる業務等女子を以て代替するを適當とするものに付男子の就業を禁止又は制限し、不急と認めるる學校殊に所謂各種學校等を整理し、國民徵用實施の強化を圖り、國民勤勞報國隊を整備擴充する等強力なる動員を行ふこと。

三、產業整備は國民動員上の必要を考慮し迅速且強力に遂行すると共に休廢止企業の從事者に付ては其の生活保障鍛成等に特別の考慮を拂ひ、其の技能及経験を活用し得る如く國家に於て計畫的に重點企業への轉換を圖ること。

四、農業勞務に付ては戰時食糧生產の重要性に鑑み鑑

工業勞務との調整を考慮し之が確保を圖ること。

五、事務職員及公務要員は極力之が需要を抑制し原則として減耗補充の限度に止め概ね女子を以て之に充

つること。

六、女子に付ては其の特性と民族力強化の必要を勘案し強力且積極的なる動員を行ふこととし、高等女學校及之に準ずる學校卒業者に付ては卒業後一定期間勧奨に依り適當なる職場に就業せしむる如く指導すること。

ること。

七、南方地域に於ける要員は概ね指導者及特殊技能者とし其の必要なる限度に止むることとし、外地滿支に對しては其の必要なる要員の供出を圖ること。

八、勞務の充足、勤労力の高度發揮の阻害原因を除く爲勤労者用物資を確保し收容施設の整備及通勤輸送の確保を圖ること。

要するに本年度國民動員實施計畫は戰爭の現段階に處する戰力増強の國家要請に應する要員充足を主眼として設定したのであつて、政府としては義に決定せる生産増強勤勞緊急對策及本計畫設定の方針に基き益、國民各務位に行政的措置を講ずる所存であるが、國民各務位に於ても戰力増強の鍵は窮屈に於て「人」に在り國民勤勞の全能發揮に在ることの自覺に徹し、挺身奉公の決意を以て戰爭完勝に邁進せられたいのである。特に工場事業場に於ては勤労管理の刷新と勞務者の資質向上を圖り生産能率に増進に一段の創意と工夫を凝して戰時生産の飛躍的増強に努められんことを切望する次第である。

昭和十八年度生活必需物資動員計畫 の閣議決定

昭和十八年五月十一日の閣議は昭和十八年度の國家

資金計畫とともに、生活必需物資動員計畫を決定し、國家計畫策定の重要な一環をなす國民生活の確保に萬全の方策を樹立するに到つたが、右内容に關する企畫院總裁談を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度生活必需物資動員計 畫について（昭和十八年五月十一日）

企畫院總裁談

昭和十八年度生活必需物資動員計畫は茲にその設定を了し本日の閣議において決定を見た。本年度計畫は大東亞戰爭完遂のため益、強靭なる國民生活の基底を確保する方針で策定したのであるが、前年度計畫の實施經過並に本年度の情勢に鑑み今次計畫において特に考慮を加へた主な點は次の通りである。

一、主要食料品、主要家庭燃料品及び織維製品はそ

の性質並に需給の趨向に鑑みそれぞれこれが需給につき力めて計畫の綜合化を圖つたこと。

二、生活必需物資の中工場製品は力めて製品の需給計畫を作成せること。

三、生活必需物資の需給の特質に鑑みこれが計畫は力めて集荷配給の統制的把本に重點を置き以て需給の的確を期せること。

四、生活必需物資の集荷及び配給の統制機構はこれ

が整正を圖りその機能の適正を期すること。

五、生活必需物資の供給を確保するため資材勞力お

よび原材料の確保を圖ると共にこれに對應しその緊要度に應じて產業の整備に努むること。

六、生活必需物資の集荷および配給と輸送計畫との關聯を周密ならしむること。

七、生活必需物資の民需配當に當つては國民生活の刷新、厚生および生産増強に資する如く措置すること。

八、國民衣生活の簡素化を圖ること。

等である。以上本年度生活必需物資動員計畫は昨年度に比し一層これが的確を期したのであるが、本計畫實施に當つて政府は綜合的な主要食糧の現行配給基準量はあくまで之を確保せんとする所存である。從つて東亜全域を通ずる本年度米事情に鑑み精麥、諸類、乾糧とし、その結果之等米以外の配給量を相當増加する

こと致したのである。この事は主要食糧の自給力強化と直接戰力の増強上必然的現象であつて、政府はこの現象に對處して事態の伸展に伴ふ各般の事情を考察し適時の適策に達算なきを期するものである。本計畫の遂行に當つては特に左の諸點に留意するものである。

一、主要食糧については日滿支を通ずる食糧事情を注視し、相互交流の圓滑適正を圖ること。

二、生活必需物資の生產の計畫化を強化し、品質及び規格の適正を期すると共に不要不急品の生產は之を壓縮すること。

三、米穀その他主要食糧の供出計畫は銳意これが完遂を期すること。なほ主要食糧綜合需給計畫は輸送、資材、労力及び配給等につき、これが實施上特段の考慮を拂ひ以てその圓滑なる遂行を期すること。

四、生活必需物資の集荷及び配給の統制機構はこれ

が整正を圖りその機能の適正を期すること。

五、生活必需物資の供給を確保するため資材勞力お

よび原材料の確保を圖ると共にこれに對應しその緊要度に應じて產業の整備に努むること。

六、生活必需物資の集荷および配給と輸送計畫との關聯を周密ならしむること。

七、生活必需物資の民需配當に當つては國民生活の刷新、厚生および生産増強に資する如く措置すること。

八、國民衣生活の簡素化を圖ること。

在るといつて過言でない。

宜しく國民各位は勝利の光明を目指して如何なる試煉をもこれに打克つ強轉なる職時生活を營まれて、國民一人の又一家庭の日常生活の上に勝利の基礎を強靭ならしむることに努められたいのである。

國民徵用令其他勞務關係總動員法六

勅令改正案要綱の決定

決戦下戰力増強の大目的達成を主眼とする勞務關係總動員法六勅令の改正案要綱は、昭和十八年五月二十四日第二十五回總動員審議會に對する諸問の結果政府原案通り正式決定をみ、その内容は同日情報局より左の如く發表せられた。

國民徵用令中改正に關する勅令案

要綱

第一 第一條及第十七條の規定を左の趣旨に依り整備すること。

國民徵用令中改正に關する勅令案

要綱

總動員業務に從事せしむる必要ある場合に之を行ふものとすると共に被徵用者の服務に關する規定を設け以て徵用勤務の國家性を明確にすること。

第二 地方長官徵用命令の通達を受けたときは直に徵用令書を發するの順序を改め特別の場合の外豫め徵用せらるべき者に對し徵用の適否その他の決定に必要な検査又は調査の爲出頭を命じ然る後徵用令書を發する的方式と爲す爲第七條第三項、第九條及第十條の規定を整備すること。

第三 徵用せらるべき者の徵用の適否その他の決定に

關する事務に從事せしむるため國民徵用官(假稱)を置くこと。國民徵用官は地方廳における關係高等官を以てこれに充つること。

第四 被徵用者を使用する官衙の所管大臣または管理工場若は指定工場の事業主の請求または申請による場合の外左の趣旨により徵用變更をなし得る旨の規定を設くること。

管理工場を管理する主務大臣管理工場に使用せらるる者の徵用の變更を必要とするときは厚生大臣にこれを請求することを得ること。

厚生大臣必要ありと認むときは請求または申請なき場合と雖も被徵用者の徵用を變更することを得ること。

國民勤勞報國協力令中改正に關する勅令案要綱

第一 第三條第一項中「四十年」を「五十年」に改むること。

第二 第四條中「三十日」を「六十日」に改むること。

第三 本制度は必要に應じ前各號に準じ各外地にもこれを實施すること。

勞務調整令中改正に關する勅令案

要綱

第一 男子從業者の從業等を制限または禁止するため左の如き規定を設くること。

厚生大臣または地方長官は業種または職種を指定して男子從業者の雇入、使用、就職および從業を制限または禁止することを得ること。

第二 従業者の雇入及就職の命令の爲左の如き一章を設くること。

一、厚生大臣又は地方長官は時局の要請に依る企業

整備の爲事業の全部又は一部を廢止又は休止する工場、事業場その他の場所に使用せらるる從業者を厚生大臣の指定する工場、事業場その他の場所に就職せしめ得ること。前項の規定により指定せられたる工場、事業場その他の場所の事業主(以下指定事業主と稱す)は前項の規定による命令を受けたる者(以下指定就職者と稱す)を雇入ることを要すること。

指定就職者と舊事業主との間に雇傭契約ある場合において指定事業主との間に前二項の規定による雇傭關係成立したときは舊契約は解除せらるること。

「一、前號第一項の規定に依る命令は募集および紹介の方法により所要の労務を得られざる場合に之をなすものとする」と。

三、指定事業主は第一號第二項の規定による命令による勞務の配置を必要とするときは厚生大臣または地方長官に之を申請すべきこと。

四、指定事業主指定就職者の賃金その他の給與を定むるにあたりてはその者の技能程度、従事すべき業務及場所等に應じ且從前の給與その他之に準ずべき收入を斟酌すべきこと。

指定就職者の雇入は其者が賃金統制令第十條第一項の最高初給賃金の定めある勞務者なる場合においては同條第二項の適用に關しては之を新なる雇入と看做さること。

厚生大臣又は地方長官は指定事業主又は指定就職者に對し指定就職者の受くべき賃金、給料、その他從業條件に關し命令を爲すことを得ること。

五、指定事業主は指定就職者の年齢、知識、技能および體格等を考慮し之が適正なる職場配置を爲すこととに留意すべきこと。

第三 以上の改正に伴ひ第十四條乃至第十六條の規定に必要な修正を加ふること。

第四 本制度は必要に應じ前各號に準じ各外地にも之を實施すること。

第二 各外地に於ても同様措置すること。
船員職業能力申告令中改正に關する
要綱

第一 第二條を左の如く改むこと。

本令において船員とは左に掲ぐる者を謂ふ。
一、船員法第一條(朝鮮船員令および關東州船員令においてよる場合を含む)に規定する船員

と。

二、小形船舶乗組員手帳法第一條に規定する船員

と。

三、海拔免狀を有する者

四、遞信大臣の指定する船員養成施設に於てその課程を修了したる者にして修了後三年を経過せざるもの及び該期間内に第一號の船員又は第二號の船員として船舶に乘組み最後の雇止の公認又は最後の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるもの

の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるものとして船舶に乘組み最後の雇止の公認又は最後の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるもの

の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるものとして船舶に乘組みたる者にして最後の雇止の公認後三年又は最後の雇傭契約終了の證明後三年を経過せざるもの

の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるものとして船舶に乘組みたる者にして最後の雇止の公認後三年又は最後の雇傭契約終了の證明後三年を経過せざるもの

の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるものとして船舶に乘組みたる者にして最後の雇止の公認後三年又は最後の雇傭契約終了の證明後三年を経過せざるもの

の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるものとして船舶に乘組みたる者にして最後の雇止の公認後三年又は最後の雇傭契約終了の證明後三年を経過せざるもの

の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるもの

の雇傭契約終了の證明の後三年を経過せざるものとして船舶に乘組みたる者にして最後の雇止の公認後三年又は最後の雇傭契約終了の證明後三年を経過せざるもの

工場就業時間制限令廢止に關する
勅令案要綱

第一 工場就業時間制限令はこれを廢止すること。

尙 右改正案の要旨を解説すれば概ね次の如くである。
國民徵用令改正

國民徵用令の改正は徵用が國家の要請に基づく産業應召であるといふ國家性をさらに明確にするとともに、徵用實施の經驗に鑑み、社長徵用ならびに被徵用者の服務紀律を定め、徵用勞務者を有する重點產業從

業者が、社長以下全員公益優先の趣旨に従ふことを規定したこと。および徴用工に對し必要に應じ從業工場を移動せしめ得ることとなつたことが注目される。改正の主なる點は

一、現行規定では徴用は人員募集の補充的方法とみられる點があるので、條文上、國家の要請に基づく國民動員制度であることを明らかにしたこと。

一、社長徴用は徴用の本質に鑑み當然の措置であるが、今回の中改ではその手續の特例を規定し厚生大臣は事業主の申請を俟たず社長徴用を行ふこととしたこと。

一、現行徴用船員に対する服務規律と同趣旨のものを徴用工場全部に設け、特に被徴用者が從業に際しては社長の「指揮」を受けるべきことを明らかにし、社長もまた陣頭指揮の徹底に努めしめたこと。

一、徴用銓衡を嚴正にするため徴用令書交付前に候補者を原則として事前出頭せしめ、豫め適否検査をなす現行の手續を明文化し、また徴用決定の的確を期するため新たに國民徴用官(假稱)たる高等官が設けられたこととなつたこと。

一、徴用労務者は使用する軍作業廳または民間工場毎に徴用され他工場への移動については業主側の申請手續が認められてゐるが、事實上行はれてゐないので生産増強上必要ある場合、厚生大臣または徴用者使用工場を管理する主務大臣は政府の方針により、徴用労務者を移動せしめ得ることとなつたこと。

勞務調整令改正

勞務調整令の改正は

一、男子從業の制限および禁止

の二つに分れ、第一の男子從業制限禁止は本年度國民動員計畫に示された書記的および輕易なる勞務を女子が、今回の中改ではその手續の特例を規定し厚生大臣は事業主の申請を俟たず社長徴用を行ふこととしたこと。

一、就職命令の二つに分れ、第一の男子從業制限禁止は本年度國民動員計畫に示された書記的および輕易なる勞務を女子が、今回の中改ではその手續の特例を規定し厚生大臣は事業主の申請を俟たず社長徴用を行ふこととしたこと。

一、厚生省では、この命令發動に伴ひ轉職者家族の生計をもつて代替する方針の現れであり、第二の就職命令は企業整備に伴ふ休廢止工場労務者を政府の方針に従ひ、必要な場合は集團的に重點產業工場等に轉職を命じ得るものであつて、現行の一部學校卒業者の使用制限とは異なつて、國民就労につき相當廣汎に及ぶ強制的労務配置である點において、徴用制の強化と共に決戦生產増強に處する勤勞國策として調期的意義をもつてゐる。

賃金統制令改正

賃金統制令に規定されてゐるいはゆる賃金總額制限方式は賃金の暴騰抑制のため定められたものであるが、生産能率向上のためには運用上不便が多いのですでに重要事業場労務管理令の指定を受けた重要工場には、この方式を採用してゐないのである。今回の改正是、この方式を採用してゐないのである。今回の改正是、この方式を採用してゐないのである。

賃金統制令に規定されてゐるいはゆる賃金總額制限方式は賃金の暴騰抑制のため定められたものであるが、生産能率向上のためには運用上不便が多いのですでに重要事業場労務管理令の指定を受けた重要工場には、この方式を採用してゐないのである。今回の改正是、この方式を採用してゐないのである。

賃金統制令に規定されてゐるいはゆる賃金總額制限方式は賃金の暴騰抑制のため定められたものであるが、生産能率向上のためには運用上不便が多いのですでに重要事業場労務管理令の指定を受けた重要工場には、この方式を採用してゐないのである。今回の改正是、この方式を採用してゐないのである。

賃金統制令に規定されてゐるいはゆる賃金總額制限方式は賃金の暴騰抑制のため定められたものであるが、生産能率向上のためには運用上不便が多いのですでに重要事業場労務管理令の指定を受けた重要工場には、この方式を採用してゐないのである。今回の改正是、この方式を採用してゐないのである。

工場制限令廢止

工場就業時間制限令は金屬および機械器具工場労務者に適用されてゐるが、これら工場の生産を急ぐため臨時に就業時間延長の必要があるときは制限令によりその都度官廳へ許可手續を要するので緊急生産に間に合はぬ實情にある。本令は支那事變による就業時間

の過當な延長を抑制する目的で制定されたのであるが、現下の情勢ではいはゆる実質生産の必要から就業時間の延長を臨時に行ふ場合があり、現在も同令の緩和規定に基き相當程度時間延長を許してある實情にあるので、同令を廢して行政措置に移すことが適切と認められたのである。

勤勞報國協力令改正

勤勞報國隊編成の根據勅令たる國民勤勞報國協力令は、現行では男子は十四歳以上四十歳未滿まで、女子は十四歳以上二十五歳未滿までの未婚者をもつて報國隊を組織し、その協力期間は一年につき三十日以内となつてゐるが、今回の改正で男子の報國隊協力の最高年齢を四十歳未滿から五十歳未滿に引上げるとともに期間を二倍の六十日以内に擴張した。厚生省では勤勞奉仕の國民的熱意も相當高まつてをり、一方奉仕を受けける礦山、工場側は協力期間六十日では作業能力上はない場合が少くないとの意見に基き、協力の趣旨に反しない限り必要に應じ相當長期に亘る報國隊をも編成する方策を積極的に講ずる方針である。

船員職業能力申告令の改正

船員職業能力申告令改正の要點は第一條の要申告者に新に「小形船舶乗組員手帳法第一條に規定する船員」を加入した點にある。

小形船舶乗組員すなはち五トン以上三十トン未滿の運搬船(主として駁船)の乗組員の勞務規正方策に關しては昨年十二月八日より小形船舶乗組員手帳法が實施され、この手帳制を通じ小形船舶乗組員の勞務配置は逐次明確化されつゝあつたが、さらに港灣荷役力および海上輸送力増強の一環として小型船舶の占むる重要

性の加重に鑑み、これが乗組員を確保するとともに、大型小型船舶乗組員を一貫して適切な勞務規正を行ひ得る體制を整へる必要があるので、今回この小型船舶乗組員に對しても船員法の船員と同様、船員職業能力申告令による要申告者たらしめ、船員政策を遞信省に一元化したものである。

工場法の戦時特例勅令案要綱並に鑑夫就業扶助規則の特例に關する厚生省令案要綱の決定

決戦下の勞務動員に則應すべき工場法の戦時特例勅令案要綱は昭和十八年六月十一日閣議決定を見たが、之と同時に石炭山の鑑夫就業扶助規則の特例も厚生省令を以て發令せらるゝこととなりその要綱の決定を見るに到つた。

工場法の戦時特例は許可認可等の手續の簡素化により刻下重要産業をして生産の緊急性に臨機即應の態勢をとらしめんとするものであり、該當工場に對し工場法の規定する深夜業の禁止(工場法第三條)、休日及び休憩時間の規定(同第七條)、保護職工の物理的及び化學的危険有害業務への就業禁止(同第九及十條)等の制限を解除せるものである。鑑夫就業扶助規則の特例も亦同一の趣旨に因つてゐる。兩法令案要綱を擧ぐれば左の如くである。

工場法の戦時特例勅令案要綱

第一 戰時行政特例法に基く工場法の特例は本令の定むる所に依ること。

第二 工場法第三條、第四條及び第七條の規定は厚生

大臣の指定する工場に之を適用せざること。前項の指定すべき工場の工業主に對する通知に依り之を行ふことを得ること。

第三 工業主は命令の定むる所に依り行政官廳の許可を受け十六歳未滿の者及び女子をして工場法第九條、第十條及び第十一條第二項の規定に拘らず同法第十一條第一項の規定に依り厚生大臣の定むる業務に就かしむることを得ること。

第四 行政官廳必要ありと認むときは第二條の工場の工業主に對し同條の規定實施のため勤勞管理に關する事項を命ずることを得ること。

第五 工場法第十九條及び第廿五條の規定は本令又は本令に基きて發する命令に之を準用すること。

鑑夫就業扶助規則の特例に關する省令案要綱

第一 石炭を目的とする鑑業權者鑑山監督局長の許可を受けたときは鑑夫就業扶助規則(以下規則と稱す)第五條及び第六條の規定に拘らず就業時間を延長し、規則第七條の規定に拘らず十六歳以上の女子を就業せしめ規則第九條の規定に拘らず休憩時間を短縮し又は規則第十條の規定に拘らず休日を廢することを得ること。

第二 鑑業權者鑑山監督局長の許可を受けたときは規則第十一條の二の規定に拘らず石炭坑に就ては十

六歳未滿の男子にして國民學校高等科の課程又は之と同等以上と認められたる課程を修了したもの及び廿歳以上の女子(妊娠中の者を除く)を、その他の鑑山に就ては廿五歳以上の女子(妊娠中の者を除く)

をして坑内に於て就業せしむることを得ること。

第三 鑛業權者鑛山監督局長の許可を受けたときは

規則第十二條及第十三條の規定に拘らず十六歳未満

の者及女子をして規則第十二條及第十三條各号の業

務に就かしむることを得ること。

第四 鑛山監督局長必要ありと認むるときは前各條の

鑛業權者に對し前各條の規定實施のため勤勞管理に

關し必要な事項を命ずることを得ること。

第五 鑛業權者第二條の規定により十六歳未満の男子

又は廿歳以上若くは廿五歳以上の女子を坑内に於いて就業せしめんとするときは醫師をしてその者の健康診斷を爲さしむべきこと。但し厚生大臣の指定する健康診斷を受け三月を経過せざる者に就ては此の限に在らざること。

第六 鑛業權者は毎年少くとも二回醫師をして第二條

の規定に依り坑内に於て就業する十六歳未満の男子

又は廿歳以上若くは廿五歳以上の女子の健康診断を爲さしむべきこと。

其年に於いて前條の規定に依る健康診断又は厚生大臣の指定する健康診断を受けたる者に就てはその受けたる回数に應じ前項の規定に依る健康診断は之を爲さしめざることを得ること。

(以下略)

昭和十八年度醫藥品等需給計畫の閣議決定

定

戰時衣生活簡素化實施要綱

戰時經濟運營の根幹をなす昭和十八年度國家計畫の策定は四月三十日閣議決定の物資動員計畫を筆頭として諸々完了しつゝあつたが、五月十八日の閣議に於い

ては更に醫藥品等需給計畫の決定を見るに到つた。右に關する企畫院總裁談を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度醫藥品等需給計畫

(昭和十八年五月十八日)
(企畫院總裁談)

政府は國民衣生活の徹底的簡素化を圖るため本日の閣議において左の要旨の如く之が決定を見た。

(昭和十八年六月四日)
(情報局發表)

昭和十八年度醫藥品等需給計畫は本日の閣議で決定を見た。本計畫は本年度物資動員計畫に據り製品の配當化をなすべき重要物資として軍需、民需及び輸出用を通じて重要醫藥品、衛生材料及び体温計につきこれが製品の需給計畫を策定したものであるが特に本計畫において考慮を加へたる主なる點は次の通りである。

一、重要醫藥品、衛生材料等の重要性に鑑みこれが

計畫的生產を強化するとともに集荷ならびに配給

につき適切なる措置を講ずること。これがため不

要不急品の生產はこれを壓縮すること。

二、新藥新製劑等に付ては速かに品質及び規格の適

正化を圖ると。

三、原材料、資材等に付てはこれが確保に努むること。

使命に鑑み政府は之が實施確保に付萬全を期する所存

である。なほ皇國以外の東亞全域における醫藥品等に

關しては各地域民生の暢達を主眼として別途の考慮を運らすものである。

(以下略)

戰時衣生活簡素化實施要綱の閣議決

定

決戰段階下の國民衣生活の清新簡素化を目的とする

こと。但し學童服については原則として制服を限定せざること。

女子學生生徒の制服についてはその裝飾的部分

の除去につき考慮することも、専門學校以上の學生生徒の制服については可及的婦人標準服によらしむること。なほ夏期においては靴下は短靴下を用ひしむるものとする。

(五) 婦人の服装に付ては皇國婦人に相應はしき質實簡素にしてかつ女性美を失はざる婦人標準服等の普及を圖ること。

四、諸團體等においては今後新に制服等を制定するを避けしめ、國民服または平常服を活用するの方途を講ぜしむ。なほ既に制服等の定めある場合といへども、特に支障なき限り、正規以外の服装の着用をも認むることと指置せしむ。

五、身廻品その他一般家庭用品についてはその種類および規格を單純化し高級又は不要不急品の製造を抑制す。

六、衣料の新調を抑制するとともに極力有合せ品の更生活用の徹底を圖るものとし、これがため補修用資材の確保その他適宜の措置を講ず。

七、婚禮、葬儀その他一般儀禮の場合における禮装の簡素化を圖りモーニング、裾模様等既存の禮装によるざるを得る」と考慮す。

なほ本要綱の實施については政府の施策と相俟ち大政翼賛會をして大日本婦人會その他の關係諸團體（被服協會、大日本國民服協會、大日本婦人服協會等）と緊密に連繫し強力活潑なる國民運動を展開せしむるはずである。蓋し戰局の現段階に對處し清新強健なる衣生活の面を通じて國民士氣の昂揚と國民體位の向上を圖り、必勝への綜合戰力増強を期せんとするものである。政府の意圖は國民各位特に婦人の眞摯なる熱意に

よつて初めてその目的を達成し得るものである。政府は各々の自發的協力を確信する次第である。

食糧增産應急對策要綱の閣議決定

既定增産計畫に加ふる食糧增産施策遂行の必要に鑑み昭和十八年六月四日閣議は左の如き食糧增産對策要綱を正式決定するに到つた。

食糧增産應急對策要綱

國民生活確保の絶對的要請に應じ速に食糧自給態勢の確立を期しこれが達成に寄與し得べきあらゆる方途を講ずるの要緊切なるものあるところ、この際米、麥、諸類等主要食糧農產物ならびに水產物の増産に關する既定計畫の外左記應急對策を實施せんとす。

食糧農產物增產對策

一、不耕作地の解消及び雜穀等の増産に關する措置
當面の稻作に萬全を期し栽植密度の增加、窒素肥料の全層施肥、除草必要回數の勵行等に努め生產目標の達成を圖ると共に、この際特に左の措置を講ぜんとす。

(一) 不耕作田の解消を目途とし市町村農會、部落農業團體をして共同耕作等の方法により水稻の作付を完遂すること。

三、勞力補給に關する措置

所要勞力については地元勞力の活用に努むるとともに概ね左の措置によりこれが補給を爲さんとす。
(一) 農村の附近都市特に地方の町等より青少年、一般市町民等の労力を大政翼賛會諸團體を中心とする自發的の國民運動として適當なる勤勞報國隊等を動員し地元農村の要請に應ぜしむること。

(二) 一般學徒就中農學校生徒の勤員は極力これを

は間作を行ひ又輪作方法の改善に依り蕎麥等の作付に努むること。

(三) 北海道における食糧生産の確保についてはその特殊事情に鑑みこの際差當り不耕作地の發生を防止する爲必要なる措置を講ずること。

二、諸類增產に關する措置

諸類は增產の餘地最も大にしてその主要食糧化を強化促進するは食糧政策上特に緊要適切なるを以て既定方針に依り優良苗普及等の施設を實施する外左の措置を講ぜんとす。

(一) 諸類增產に關しこの際品種栽培、貯藏、加工等に亘り急速に技術の改善を推進し民間經驗者の優秀なる技能の活用に努め適切なる技術の普及を期すること。

(二) 諸類の主要食糧としての活用を徹底せしむる

ためその加工に關し一段の措置を講じ廉價優良な加工製品の生産を圖ること。

(三) 諸類の價格及びその統制機構に検討を加べこれが増産を確保すると共に實情に即し敏速圓滑なる配給を期し得る如く急速に所要の改訂を行ふこと。

實施するものとし専門學校以上の學徒についても積極的にこれを行ふこと。

- (三) 地方の實情に即し農村青少年らを以て食糧增産隊を編成し隨時隨處に出動して農耕または開墾に從事せしむること、なほ農村國民學校兒童の就勞に付更に適切なる措置を講ずること。

四、その他

(一) 肥料に関する措置

販賣肥料特に無機質肥料の供給確保に遺憾無からしむるため必要なる各般の方途を講ずるは勿論自給肥料の改良増産に施肥の改善に関する從來の施設を推進し特に綠肥作物種子の確保、都市屎尿の農村配給の強化、農業用石灰および石灰原石粉末の供給確保などに必要な措置を講ずること。

(二) 自給飼料に関する措置

自給飼料の増産に関する既定計畫の完遂に努むる外各種藻類、甘藷蔓その他莖葉等の利用を徹底するためサイロの普及施設を擴充するとともに未利用資源の活用および草類利用等に關し必要な措置を講ずること。

(三) 鄉土食運動に関する措置

各地には夫々その土地の生産事情に即し尊重すべき固有の郷土食存するもの少からざるを以て、大政翼賛會等を中心とし郷土食の存續復活を目途とする運動が地方事情に即し自發的に展開せらるる如く適當なる方途を講ずること。

(四) 滿洲國における應急增產に関する措置

滿洲國內における日本内地人開拓用地の未墾地を急速に開發して食糧の應急增產を圖る爲満洲國

の協力を得て適當なる措置を講ずること。

尙土地改良を擴充すると共に裏作の普及改良を囲り農地の生産力を增强する爲別途必要な施策を講すること。

水產物增產對策

一、増殖に関する措置

- (一) 潤池、湖沼、河川等における未利用水面における鯉、鯿、鱈等の孵化放流施設等を擴充し淡水魚の増殖を圖ること。

(二) 大衆向海產多獲魚類の孵化放流施設を擴充すると共に未利用淺海面の開發により介藻類の増産を圖ること。なほ無動力漁船の操業促進の方途を講ずること。

二、遭難漁船に関する措置

時局に因る漁船遭難の場合において遭難漁業者及び遭難漁船に對する施設及び一定水域に出漁する漁船の出漁獎勵等の施設を急速に實施すること。

本要綱に基く政府の助成につき適切なる豫算的措置を講ずること。

[備考]

一、主要食糧の自給強化施策の展開に關聯し特に左の事項を考慮するものとす。

(一) 農業技術者及び指導者の技術勤員態勢を強化すること。

(二) 主要食糧農産物の種苗に關する國の施設を整備すること。

(三) 不要不急作物の生産抑制その他作付統制の徹底を期すると共に、不耕作地の解消及び空閑地の利用等に關し要すれば法令に依る措置を講

すること。

二、主要食糧の自給力強化については外地に於てもその事情に應じ概ね本要綱に準じ措置すること。

大政翼賛會の勤勞報國隊整備要綱の決定

大政翼賛會に於いては國民皆勤運動實施要綱に基く勤勞體制の確立を目的として、各地域、職域、團體を基幹とする勤勞報國隊組織の一層の整備強化と常時組織化とを圖ることとし、昭和十八年五月二十八日左の如き「勤勞報國隊整備要綱」を正式決定するに到つた。

勤勞報國隊整備要綱

第一 趣旨

決戦下の緊迫せる時局に對處して大政翼賛會はさきに指示せる國民皆勤運動實施要綱の趣旨により、各地域、各職域、各團體に於いて普く勤勞報國隊の組織を一層整備し且つこれを常時組織となし統一ある綜合企畫の下に勤員して直接生産增强に寄與するとともに國民皆勤運動の中核たるの實を發揮せしめ全國民の勤労奉公精神を高揚し戰力增强の飛躍的進展に資せんとする。

第二 隊の組織

一、勤勞報國隊は左記各團體等に於いて之を組織す。

(イ) 大日本翼賛壯年團

(ロ) 大日本產業報國會

- (ハ) 商業報國會
(ニ) 農業報國聯盟
(ホ) 日本海運報國團
(ヘ) 太日本青年團
(ト) 大日本婦人會

- (チ) 勞務報國會
(リ) 官公衙及び常時百人以上の從業員を使用する會社、商店、工場、事業場（國民勤勞報國協力令第十條第六號の官衙、工場及び事業場を除く）但當時百人未滿の從業員を使用するものにありても適宜これを組織することを得るものとす。

- (ヌ) 同業者組合
(ル) その他の團體
(ヲ) 右各團體に所屬せざるものに就ては都市にありては町内會單位に、町村にありては町村單位又は部落單位に之を組織す。
(ワ) 學校報國隊は勤勞報國隊に準じて之と密接なる連繫をとること。同一人にして數種の團籍ある場合は、住所、職場、年齢等を考慮して適當なる區分に依り主とする所屬團體を決定しなるべく重複せしめざるやう措置すること。

三、勤勞報國隊は之を常時組織となし必要なる訓練を行ひ必要に應じて適時適所に勤員し得るの體制を整備すること。

第三 隊の編成

一、隊員の資格

男子にありては十四年以上五十年未滿の者、女子にありては十四年以上廿五年未滿の未婚者たること。

右に該當せざる者といへども本人の志願ありたる場合は隊員たり得ること。
但身體虛弱にして勤勞に耐へざる者は隊員たることを得ず。

二、編成

(イ) 單位隊は地域又は職域その他團體毎に組織し、その隊員の數に應じ小隊、中隊又は大隊に編成すこと。

(ロ) 概ね十名内外を以て班とし、三班を以て小隊、三小隊を以て中隊、二個中隊以上を以て大隊とすること。

(ハ) 小隊の構成員はなるべく均一なる素質、共通なる條件の者を以て編成すること。

(ニ) 容要又は水火災その他災害等緊急事態に處するため、大工、左官、舊職等の特殊技能者に就ては當該同業組合に於いて特技隊を編成すること。

(ホ) 隊長、班長は隊員中より人格高潔にして他の信譽厚く指揮統率の實行力を有する者より選定すること。

三、結成

(イ) 隊の結成は勤勞報國隊指導本部指導の下に關係團體に於いて之を行ふものとす。

(ロ) 隊の結成に當りてはその地の神社その他神聖なる地域に於いて神前に最も嚴肅なる結成式を行ひ、之をその隊の發足とする。

(ハ) 隊の結成は特別の事情なき限り本年九月一日迄に之を完了すること。

五、指導本部は勤勞報國隊の編成、指導、訓練、勤員その他諸般の企畫に當ること。

(イ) 結成を了したるときは當該隊の所屬團體長より隊の名稱、特性、隊員數、隊長及び班長の氏名、結成月日等を具して勤勞報國隊統監に報告すること。

と。毎年、三月一日及び九月一日現在の隊の編成概況を右に准じ届出すること。

(ロ) 勤勞報國隊統監は管下に於ける三月一日及び九月一日現在の隊の編成概況を大政翼賛會事務總長に報告すること。

第四 隊の名稱

隊の名稱は團體名を冠稱すること。例へば、「何々産業報國會勤勞報國隊」「何々町内會勤勞報國隊」「何々會社勤勞報國隊」

第五 指導本部

一、各種勤勞報國隊を綜合的、一元的に指導するため、大政翼賛會道府縣支部に勤勞報國隊指導本部を設置すること。

二、道府縣勤勞報國隊指導本部に統監を置き大政翼賛會同府縣支部長たる地方長官を以てこれに充つること。

三、指導本部長は大政翼賛會道府縣支部事務局長を、指導支部長は大政翼賛會郡市區支部長を、指導副支部長は大政翼賛會郡市區事務長を以て之に充つること。

四、指導本部並に指導支部の役職員に付ては右に定むるもの外各地の事情により夫々適宜之を定むること。

六、指導支部は指導本部の方針に基き行動すること。

七、學校報國隊に關する指導統制は道府縣學校報國隊本部に於いて勤勞報國隊指導本部と緊密なる連繫を保持し之に當ること。

八、勤勞報國隊指導本部に協議會を開くこと。
(イ) 本年一月三十日附實厚第廿六號「國民皆勤協議會開催要領」に據り勤勞報國隊の結成、動員等に關する協議會を開催し勤勞報國隊運動の圓滑敏捷且つ有效なる展開實施に付具體的に協議打合せを行ふこと。

(ロ) 協議會は左記官公衙、團體等の主務者等を以て組織すること。道府縣廳並に關係官公衙、國民職業指導所、軍關係廳(聯隊區司令部、海軍人事部、運輸部、軍需部、作業廳等)、學校、國民運動諸團體(大日本翼賛壯年團、大日本產業報國會、商業報國會、農業報國聯盟、日本海運報國團、大日本青年團、大日本婦人會、勞務報國會等)、農會、工場、作業場其他必要なる團體。

(ハ) 支部協議會の組織は概ね前項に準ずること。
第六 動員

一、計畫動員

勤勞報國隊は原則として地方長官の設定する勤勞報國隊需給計畫に應じて出動すること。

二、緊急動員

空襲又は水火災、その他の災害等に際し必要あるときは地方長官その他關係官廳の要請に遵ひ若くは之と連繫して直に出動すること。

三、隨時動員

前項の外必要且つ有效なる作業を興しこれに隨時

自發的に出動すること。

第七 訓練

一、勤勞報國隊は盡忠報國の精神より發足するものなればこれを基調として強力なる實踐を遂げしむるやう特にこれが訓練に意を用ひること。

二、勤勞報國隊指導本部は適當なる方法に依り勤勞報國隊の資質を向上し、その行動を有效ならしむるため、勤勞報國隊幹部並に現場指導者の訓練の實施又是斡旋に當ること。

三、勤勞報國隊招請側責任者はその招請に付萬遺漏なき手配をなすこと(「國民皆勤協議會開催要領」三の(1)(2)参照のこと)。

四、勤勞報國隊の行動要式、訓練要項等に付ては夫々道府縣勤勞報國隊指導本部に於いて適宜之を定むること。

第八 その他

一、勤勞報國隊の運動は愛國運動に出づるものなるも、その勤勞奉仕の期間、性質等に依りては國民勤勞報國協力令に依らざる場合に於いても謝金及び手當を受くるを得ること。

二、本要綱に定むるものゝ外、勤勞報國隊制度の刷新強化に關する厚生、文部省通牒に遵ひ實施のこと。

三、已に發足活動せる勤勞報國隊にして本要綱により

新たに變更の要なしと認めらるゝものに付ては大政翼賛會事務總長に打合せること。

大本營陸軍報道部長の米英戰力に關する講演要旨

大本營陸軍報道部長谷萩少將は昭和十八年五月廿五

日横濱に於いて「米英敢て恐るゝに足らず、但し悔るべからず」なる題下に特に北米合衆國の戰力をその生産力及び人口資源の觀點より分析批判するところがあつたが、その講演要旨を新聞報道により再録すれば左の如くである。

谷萩陸軍報道部長講演要旨

敵側陣營の中核が米國であり、英國も重慶も米國に依存して前途暗澹たる戰ひを續けてゐるのであるが、この米國は勝利の三要素として生産力、人力及び時間を擧げて宣傳これ努めてゐる。私はこの三要素について検討を加へ以て米英敢て恐るゝに足らず、但し侮るべからざる所以と、長期戦の最後の勝利は絶對確實に権輻側に在ることを明かにしたいと思ふ。

米國は世界最豊富の資源を有し最優秀なる生産機構を持つことは周知のことで、これによつて所謂天文學的數字と批評される軍需生產を企圖してゐるのは事實である。然し實際の生產は彼等の誇示する數量の六割程度であらうと察せられる。それは某資源の不足、分配輸送の不圓滑等によるものである。先づゴムの不足である。ゴムの九割は大東亜のわが占據地から生産される。現在米國の持つゴムのストックは四十萬トン内外で中南米アフリカ地域からの取得は最大限數萬トン、國內の再生ゴムは約廿萬トンであるが米國の所要量は年約八十萬トンであるからこの一兩年以内に行詰る筈の計算となる。米國は自下人造ゴム即ち合成ゴムの生産年約四十萬トンを目指して大いに努力しつゝあるが、これも豫定通りには參らぬらしい。單にゴムのみを取り上げても然り。このほか鐵、錫、マンガン、アル

ミニユーム、クローム、水銀、雲母等の礦物資源の不足も相當なものがある。こゝで一言付け加へたいのはキナの取得難である。キナはジャワのバンドン附近が世界的産地で世界の需要の九割八分までがこゝから出る。それがわが軍に占據され米英に對し封鎖された結果敵はマラリヤの猖獗を防ぐに由なく沢に致命的である。現在ソロモン、ニューギニヤ、印度方面遠征の特兵が悪性マラリヤを治療することが出來ず續々として無數に斃れつゝあるのは同情に値する。

大東亜戦争勃発後米國は軍需生産關係を戰前の三倍或はそれ以上と思はれる大擴張を遂げた。これに伴ふて労務關係も増強せねばならぬが、さて熟練工といふものは急遽に三倍も四倍も増加し得るや否や疑問なき能はずである。最近米國において飛行機事故が頻發してゐるのは労働者が思想的に悪化しその製品を以て故意に反戦を表示するばかりでなく、技術的製作上の缺陷を物語るものであらう。かくの如く膨大化した軍需のため民需に對する壓迫も甚しく本年後半期において現有民需のストックが消耗され、而も民需の生産が緊縮されることになれば、自由主義享樂本位の生活水準の高い國民が果して何時までこれに堪へ得るや不平不満は漸く甚に溢れ出した様子である。さてこの生産された兵器資材は、全地球上擴大なる地域に分散進駐せしめた百數十萬といふ自國軍の補給に充てるほか武器貸與法により英國にも重慶にもまたソ聯にも配給し、所謂デモクラシーの兵器廠の任務を果さねばならぬから生産された兵器の全部が日本への戦力となるものではない。日本へ向つて來るのは全量の何割かである。また所謂戰力となるためにはこれが大東亜の戰場へ安全

確實に運搬され、各部隊に配給されしかして戰術的に運用されねばならぬ。この空間的時間的戰術關係こそ日本の正に乘すべき點なのである。頬山陽は「兵は器にあらずして氣に在り」といつた。兵器は元來死物である。これを活用するのは人である、魂である。幾萬の飛行機、幾千の戰車、幾百の軍艦を作つてもこれを運用するのは結局人であり、魂である。米英の粗製濫造の將兵がわけのわからぬ戰争に驅り立てられ好奇心や冒險心や英雄主義を満足させ戰鬪を最大のスリルのあるスポーツと心得てゐるに至つては沙汰の限りである。かくて殲滅されつゝある無數の米國將兵こそ哀れなる存在でなければならぬ。

次に入力に就てである。昨年米國のマーシャル參謀總長やマックナット動員委員會長官は米國の陸海軍を約九百萬にすると發表してゐる。米國の總人口は一億四千萬で男女半々であるから九百萬は米國男子の八分の一にあたるわけだ。また米國の第一次歐洲大戰における陸海軍兵力は二百萬であつたからその四倍といふことも判る。これは米國にとつて却々容易ならぬ數である。

兵一人について背後を守る軍關係就業労働者は農業を含めてどれ位かといふと、第一次歐洲戦争當時の米國統計では一對十といふことになつてゐる。この割合からすれば軍隊九百萬を養ふためには一般労力が九千萬であつてこれは米國の生産年齢人口の全部となるから銃後生産の能率化、機械化等を徹底したとしても容易ではないことが判る。現在でも一般労働者は六千萬人内外で既に婦人労働者が百數十萬といふことであるから、これが先づ最大限と見てよいと思ふ。米國は昨年十

二月から徵兵制を布き徵用制度を徹底する等この兵員及び労働者の總動員に懸念であるが、この成績は今日まで豫定の三分の一にも達しないといふことである。

序でに英國の人的關係をいへば昨年勞働大臣が英國人口四千七百萬中戰時勤務に從事してゐる者二千二百萬と發表した。特に注目すべきは女子が八百七十萬であつて政府直營の工場四十二の勞働者卅萬の中その六割が女子であるといふ點である。當局は不急產業、文化事業關係を極端に節約して勞働力の捻出を企圖しがたため交通、通信、運輸、防衛關係は殆んど婦人を以てこれに充てつゝある。これ英國が人的資源において既に極限に達したといはれる所以である。物はいくらでも生産し得るであらう。然し人はさうはゆかないのである。海に陸に空に無數に死し傷きそして病みつつある人の補充を一體どうするのか。米英が命の綱としたのむ海運において船員が急速度に消耗され、その能率は遞減しつゝあるのは事實である。ソロモン、ニューギニヤさてはビルマ等における彼我空中戦において彼がわが十倍の犠牲を出しつゝあるのは、既に空軍將兵の補充難に基く素質の低下を如實に物語るものであらう。

次は時間の問題であるが戰爭が永引けば水引く程有利なのは樞軸側であることは敢て斷言して憚からぬものである。日本は大陸に大洋に政戰兩略の不敗の態勢を確立しつゝある。戦ひつゝ建設し戰争を以て戰争を培養するの方略は寸刻の猶豫もなく圓滑に順調に具體的事實の上に顯現されつゝあることは何人と雖も認識せざるを得まい。藉すに歲月を以てせば日本は世界聯合の強力を以てしても打倒し得ざる態勢になるぞとい

利のみ燃として輝くことを確信する次第である。

ふことは重慶や瀘洲の連中が盛んにわめき立てゝゐるところである。大東亜戦争は破壊や消耗でない、建設であり生産である。日本は今や戦争の結果完全に持てる國となり長期持久戦争においては偉大なる力量を發揮し得ることになった。満洲事變以來十年、支那事變以來六年、大東亜戦争以來一年有半、而もこの綽々たる餘裕ある國民生活を見よ。

米國はその生産においても本年秋が最頂上であつてその後暫くこの状況を維持し得るか、否恐らく下降するであらう。歳月の経過とともに戦力の衰弱するのは米英である。この問題を一例として米英の船舶關係から觀るのも興味がある。米英合計の造船能力は一年に約一千萬トン、樞軸側の潜水艦、飛行機等にて擊沈されるのが毎月約百萬トン見當果して然らば米英の船舶保持量は月とともに遞減されつゝある。そして保持量を割る時が必ず来る。

米國第七十八議會における大統領の教書には一九四三年を以て攻勢の年と定め、北の方アリューシヤン群島方面の反攻、西の方重慶の援助特に在支空軍の強化並びにビルマへの反攻、南の方ソロモン群島及びニューギニヤの地歩確立等その對日包圍圈を逐次壓縮して日本本土を目指す空襲を企圖し、既に莫大なる犠牲を拂ひつゝある。今後戦局の波瀾曲折は當然で一時期一局地においては或は不利なる戦況も現出するであらうが、然し今次の戦争が地球上を戰場とし長き長き戰ひを戰ひ抜く上から見ればかゝる現象は何等一喜一憂に値しないのである。ガダルカナル戰闘の華大野中尉の遺書にあつた如く『必死必成誓つて 聖慮を安んじ奉る』ために一億國民が結束せばこの戦争の前途には勝